

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 3 月 15 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 25 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、上野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「宮崎県日南市、愛知県半田市との災害時相互応援協定の締結について」

○（総務）小濱主幹

宮崎県日南市、愛知県半田市との災害時相互応援協定の締結について報告いたします。

本年 3 月 1 日に半田市長を迎え、小樽市役所において小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定の締結式を行い、小樽市長の署名により、同日付けで協定が発効いたしました。

今回の協定については、それぞれ運河を持つ 3 市が平成 20 年に半田市で開催された運河サミットに集い、運河サミット宣言を行うなど、運河の景観を生かしたまちづくりについての意見交換や交流を通じて友好関係を築いてきましたが、24 年 11 月に日南市で全国運河サミットが開催された折に、半田市と日南市の間で災害時相互応援協定について合意がなされ、本市を含めた運河サミット宣言 3 市での協定締結について協議を重ねた結果、協定を締結する運びとなったものです。

協定で定める応援の種類については、被災者の支援に必要な物資や食料などの提供、職員の派遣、ボランティアのあっせんなどを行うこととしており、応援の要請を受けた場合には、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施し、応援の要請がない場合でも、自主判断により応援を実施することとしています。なお、応援経費の負担は原則として応援を受ける市が負担することとなります。

東日本大震災の例でも、大規模な災害が発生した場合は、他自治体からの支援は不可欠なものであり、このたび同時に被災する可能性の少ない両市と災害時の相互応援協定を締結できたことは、本市の防災体制の強化につながるものと考えております。

今後は相互に円滑な支援が実施できるよう、地域防災計画をはじめとしたお互いの防災対策についての情報交換や通信連絡訓練の実施など、両市との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成 25 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会定例会等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

まず、平成 25 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 2 月 19 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

提出された議案につきましては、いずれも 2 月 14 日開催の当委員会において報告いたしました 25 年度一般会計予算、25 年度港湾整備事業特別会計予算、24 年度一般会計補正予算（第 1 号）、24 年度港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の 4 件であり、それぞれ原案どおり可決されました。

次に、北海道電力の LNG 火力発電所建設の計画予定地であります西地区の公有水面埋立法上の手続について報告いたします。

昨年 12 月 21 日に当委員会で説明した LNG 火力発電所に係る港湾計画の一部変更手続が、3 月 4 日の公示をもって完了いたしました。その港湾計画の変更をもって、公有水面埋立法に基づく埋立地の用途変更承認が、北海道開発局から免許権者である管理組合へ申請されたところです。この申請を受けた管理組合では、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、管理組合並びに本市において 3 月 11 日から 4 月 1 日までの 3 週間、関係書類の縦覧を行っております。縦覧手続が完了した後、埋立地が小樽市域のため、同法第 3 条第 4 項の規定により、埋立地の用途の変更につ

いて市長への意見聴取がなされることとなりますが、市長が意見を述べるときは、議会の議決を経ることを要するとされていることから、来る第 2 回定例会において、市長の意見を議案として提出する予定となっております。

○委員長

「小樽市中期財政収支見通しについて」

○（財政）柴田主幹

小樽市中期財政収支見通しについて報告いたします。

配付いたしました資料に基づき、その内容について説明いたします。

表紙をおめくりいただき、1 ページであります。1 として、これまでの財政健全化に向けた取組について記載しております。一般会計の実質収支が平成 16 年度に赤字に転じて以来、財政再建推進プラン並びに財政健全化計画に基づくさまざまな取組により、健全化計画の当初の目標よりも 2 年前倒しで赤字を解消してまいりました。しかしながら、他会計や基金からの借入れなどによる財源対策を行った上でのものであり、今後はこうした借入れに頼らない実質的な収支の均衡を図る必要があるという認識を記載しております。

2 といたしまして、この中期財政収支見通しの作成目的を記載しております。本市の財政にとって極めて重要である地方交付税をはじめとする地方財政制度は、国の動向に大きく左右され、その動向は非常に不透明な状況となっております。こうした中で、限られた財源の中、市政を運営していくためには、財政の健全化を確保し、持続可能なものとしていかなければならないという認識をしております。このため、今後の財政運営を検討する手がかりとして収支の見通しを試算していくことにしたところであります。この収支の見通しにつきましては、決算の状況を踏まえまして、毎年度、以降 5 年先までの収支見通しについて、見直していくこととし、翌年度の予算編成に活用できるものにしていきたいと考えております。

次に、3 では、試算の前提として、歳入歳出各項目の試算の考え方を示しております。

主なものを説明いたしますと、歳入では、「（1）市税」のうち、個人及び法人市民税は現行の制度が続くものとして、近年の実績を基に推計しております。固定資産税及び都市計画税につきましては、27 年度の評価替えの影響を考慮しております。他の軽自動車税、たばこ税、入湯税等につきましては、25 年度予算額と同額として推計しているところであります。「（2）地方交付税」につきましては、現行制度が継続するものとし、26 年度以降に消費税率が引き上げられた場合の影響と、27 年度の国勢調査の影響を見込み、推計しております。

2 ページに移ります。

「（4）国・道支出金、市債」につきましては、いずれも現行制度が継続するものとして、歳出、事業費の見込みに連動して推計しております。

次に、歳出についてであります。歳出のうち、物件費、維持補修費、普通建設事業費につきましては、26 年度以降に予定される消費税率の引上げによる影響を考慮しております。（1）にあります人件費につきましては、25 年度予算をベースとし、現行の給与の独自削減を継続するものとして推計いたしました。「（2）扶助費」では、現行制度が継続するものとして、25 年度予算をベースに、過去の伸び率等を勘案して推計しております。「（3）公債費」につきましては、23 年度まで既に借り入れたものの償還計画をベースにいたしまして、24 年度以降の借入見込みに対応する償還見込額を上積みしております。「（4）建設事業費」につきましては、25 年度予算をベースに、現時点での見込みにより推計しております。「（5）繰出金」につきましては、各企業会計、特別会計の推計に基づき推計し、（6）にあります物件費、その他の経費につきましては、25 年度予算を基本として、25 年度と同水準で推移するものとして推計しております。

このような前提条件の下、歳入歳出を見込んだ結果が、3 ページにあります一般会計収支見通しとなります。中段にあります「歳入合計①」から「歳出合計②」を差し引いた「単年度収支③」については、24 年度は第 1 回定例会に提案済みの補正に加え、今後の補正予定分を含んだものとしており、収支はゼロ、平成 25 年度当初予算につき

ましても収支均衡といたしましたので、収支はゼロとなっておりますが、26年度以降は赤字が続くと見込んでおります。④にあります改善目標額であります。後ほどまた説明いたしますけれども、健全化への取組により、26年度以降、毎年度6億円の財政効果を上げていきたいと考えているところであります。それでもなお、改善後実質収支は、29年度に2億1,100万円の赤字となる見込みでありますので、この5年間で赤字を解消する努力が必要な状況ということが言えます。

中段の表につきましては、財政調整基金の状況を表しております。先ほど申し上げましたとおり、追加の除雪経費を財政調整基金で賄うことを見込みまして、24年度末で14億1,700万円の残高となり、25年度予算で12億1,500万円を取り崩しておりますので、残りは2億200万円、これにつきましては、26年度予算で活用する見込みとしております。この間、25年度中の補正予算や24年度決算により、基金の状況も変わっていくものと予想されますが、現時点では見込むことができませんので、このような数値としているところであります。

3 ページ、一番下の段のグラフにつきましては、収支見通しの単年度収支、改善後実質収支を表したものです。

4 ページに移ります。

5 といたしまして、市債残高の見通しを示しております。記載のとおり、現時点での見込みでは、市債残高は、棒グラフになりますが、27年度までは増加傾向にあります。28年度以降は減少していく見込みです。元金償還額につきましては、27年度まで減少するものの、28、29年度は増加に転じます。グラフでは示しておりませんが、30年度以降は、今のところ、再び減少する見込みであります。

6 といたしまして、財政健全化の取組方針を記載しております。収支見通しで示した改善目標を達成するため、これまでの行財政改革に向けた取組を踏まえ、歳出削減及び歳入増加に向けた対策を引き続き実施していくこととしております。歳出削減では、人件費の抑制として、職員給与費の独自削減を継続することとしております。ただし、削減内容については、毎年度の財政状況、また国の動向を見ながら判断することといたします。

5 ページに移ります。

「(2) 事務事業及び経費等の見直し」に引き続き取り組むこととし、「(3) その他」として、第三セクターの見直しや補助金の見直しなどを検討していきたいと考えております。歳入増に向けた取組といたしましては、今後も使用料・手数料の見直しを行い、また資産の有効活用に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

「朝里出張所配置救急車の高規格化について」

○(消防) 警防課長

朝里出張所配置救急車の高規格化について報告させていただきます。

消防本部では、先月、総務省を通じて一般社団法人日本損害保険協会から寄贈いただいた高規格救急車を、新年度から現在の朝里出張所に配置している普通救急車の更新車両とし、運用を開始することといたしました。これにより、本市の救急体制においては、救急車全5台中、手宮支署及び本年度国庫補助を受けて更新した花園出張所に加え、3台目の高規格救急車の運用開始となります。朝里出張所の救急車は朝里、新光、朝里川温泉、望洋台、桜、船浜町を管轄としており、平成22年の朝里出張所の移転新築と同時に配置以来、年間約1,300件の救急事案に出動しておりますが、このたび朝里出張所に高規格救急車を配備、救急体制を強化することにより、救命率の一層の向上が図られるものと考えております。

消防本部といたしましては、銭函支署及び塩谷出張所に配置している残り2台の普通救急車についても、更新時において高規格化することを計画しており、今後も本市が掲げる安全・安心で住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第26号について」

○（総務）職員課長

議案第26号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に対し支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を、災害派遣手当に加える改正を行うものです。

また、新人事給与システム導入に伴い、時間外勤務手当などの支給日を、毎月の10日から21日に変更し、例月給与の支給日に統合する改正を行うものです。

○委員長

「議案第28号について」

○（総務）総務課長

議案第28号小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改められたことに伴いまして、同法の法律名及び条項を引用する小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、小樽市障害者自立支援法施行条例、小樽市住宅リフォーム助成条例及び小樽市消防団員等公務災害補償条例の各条例の題名、引用法律名及び引用条項の改正を、一括して行うものであります。施行期日は、法の施行に合わせまして、題名及び引用法律名の改正につきましては平成25年4月1日、引用条項の改正につきましては26年4月1日としております。

○委員長

「議案第54号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第54号小樽市非核港湾条例案について、提案趣旨説明を行います。

本会議で詳しく説明していますので、簡単に提案いたします。

先月、北朝鮮が3度目の核実験を強行しました。大変許しがたい行為です。北朝鮮に核兵器と核開発を放棄させるためには、一つは対話のテーブルにのせ、核兵器を放棄させる努力が必要です。もう一つは、北朝鮮は核保有国であるという既成事実化を図ろうとしており、その最大の理論づけは、核兵器は抑止力という立場で、この考えを許さないためには、国際社会が本気になって核兵器のない世界に向かっていくことが必要です。そのためには、現在の保有国も核兵器を廃棄する、だから北朝鮮も持つべきではないということで、北朝鮮に対して最も強い立場に立つことができます。

核のない世界に向かっていくには大きな世論が必要です。その世論を喚起する上でも、核兵器を積んでいないと証明できない船の入港は断る非核港湾条例の制定を求めるものです。

委員の皆さんの御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎プール建設について

最初に、新・市民プールの建設について、今定例会で建設見送りを表明したことに関連して伺います。

今まで一言も議会で表明がなかった学校併設型プールでの計画ということについて、建設を求めてきた市民の声を無視した暴挙だということを、最初に申し上げておきたいと思います。

昨年第 4 回定例会の総務常任委員会で、教育部長が、市長部局と今後詰めていかなければならないが、そこで方向性が出れば議会にも示すと言っていました。今定例会の教育行政執行方針をもって議会に示したというお考えなのかどうか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

市長部局と協議し、方向性が出れば、議会に示すかとの考え方についてですが、市長部局との学校プール併設についての協議は、年明けの 1 月になったこともありまして、教育委員会の方向につきましては、今定例会での教育行政執行方針をもって示したところでございます。

○小貫委員

議会に教育行政執行方針をもって示したという御答弁でしたけれども、教育行政執行方針の中では、学校併設型で検討してきたということは一言も述べていないわけです。これで示したと言えないと私は考えるのですけれども、それについて、それであっても示したと言い張るのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

執行方針の中では、予算を見送るということをやっております。そのことについて、市長部局と建設コスト等について協議した結果、学校併設型を含めた形で予算編成を見送るということにしたものでございます。

○教育部長

教育行政執行方針で教育長が示した中では、着工を見送るということで、建設自体ということまでは話をしていないつもりでありまして、今般、平成 25 年度においては着工を見送ると、そういうことで教育委員会としての姿勢を示したということで御理解いただきたいと思えます。

○小貫委員

しかし、この間の当委員会の議論では、どういうことが検討されているのかも含めて、私は明らかにすべきだということを言ってきたし、それに対しての答弁も受けてきたという中で、学校適正配置を担当する理事者は苦勞も述べながらそういったプランを示しているのに、なぜプールについては示せないのだということで、具体的な詳細をしっかりと示すべきだということを言ってきたわけです。それに対する答弁が先ほどの教育部長の答弁だったと、私は理解しています。

そういうことから見れば、今回の着工を見送ったということをやったのだという今の言い方では、私は議会に示したということにはならないと思えますけれども、どうでしょうか。

○教育部長

今までも、新・市民プールにつきましては、教育委員会としてさまざまな角度で検討して総合計画に登載しているということも頭に入っておりますので、何とかどういう形でできるかということいろいろと模索してきたところであります。先ほどとの重複になりますが、今般、予算の計上には至らなかったということでございますけれども、やはり今後については、そういうプール建設ということの重みというものは、引き続き私どもも捉えてまいりたいというふうに思っております。

○小貫委員

先ほど、生涯スポーツ課長から、いろいろ決まったのが 1 月になったということだったのですけれども、プールの建設について、教育委員会の中でどのようにして建設方法を決めて、市長部局とどうやって調整して、このような結果になったのでしょうか。それを具体的に説明してください。

○教育部長

先ほども申しましたけれども、いろいろな角度で検討してまいりました。その検討の中では、プール単独での建設は、建設コストやランニングコスト、管理運営経費の点で、現在の市財政の中では相当厳しいことから、全国の自治体まで幅を広げた調査の中で、近年多く見られる学校プールとの併設という形が効率的であるという検討に至り、新年度予算要求に伴う事業内容についての教育委員会での協議の中で、学校プールと併設する複合型の市民プールとして、そのための設計に係る経費を今般の学校建設の基本設計に盛り込ませるという形で協議していた経緯がございます。

○小貫委員

そういう協議の経過を議会に示していなかったのではないですかということが、私の先ほど来の質問であるわけです。

それで、小樽市営プール建設資金基金があります。ほんのわずかですけども、いつから始まって、目標はどのようなことで始まったのか、説明してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

市営プール建設資金基金は、室内水泳プールを建てるときに、昭和47年10月に建設資金基金として設立されたと聞いております。また、その目的につきましては、「青少年体育向上のため市営プールを建設する資金を造成するため」となっております。

○小貫委員

少し話が変わりますけれども、今の議論を聞いていますと、これまではやはり基本的にはプールは単独設置ということで検討してきたということによろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

単独設置ということで検討してきたかということですが、委員がおっしゃるように、今まで単独施設として検討してきたところではありますが、先ほど部長から具体的な説明があったように、建設コストやランニングコスト、現状の利用状況等を勘案し、管理運営経費などが多額にかかることもあり、今回、学校プールとして建設していく方向で考えていたところがございます。

○小貫委員

その結果、学校併設型という結論になったということなのですけども、どこで学校併設型でもだめだと否定されたのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今までの議会での答弁でもございますように、小樽市の財政状況、教育の抱える教育予算全体を考慮した形で、今回、予算計上を見送るという形になったものでございます。

○小貫委員

答弁がかみ合わないのですけれども、要はそのことを教育委員会として市長部局に持って行って、市長部局のどこでこれがだめだということになったのですかという話です。

それと、今の課長の話だと、教育予算の膨らみが一つの原因のように言っていましたけれども、代表質問への答弁では、副市長はトータルで見てこのプール建設は行うのだと答えています。どちらが正しいのですか。

○教育部長

教育委員会としては、学校併設の複合型で、相当程度、経費節減という観点で考えて、市長部局と話をさせていただいていたわけですけども、新年度予算ということ言えば、旧日本郵船株式会社小樽支店の調査工事という課題も新たに浮上してきたということもありまして、教育費全体と、それから市全体の事業の増高と、そういうことも兼ね合わせて、市長部局との協議の中では、そういう総合的なトータルでの、先日副市長が答弁したような形

での協議をしたと、その結果ということでございます。

○小貫委員

市長部局との協議、という言葉が何度も出てくるのですけれども、それはどういったメンバーで協議したのでしょうか。

○教育部長

新年度予算にかかわる協議ということでございますので、市長部局においては、市長以下、副市長、それぞれの担当部長、そして教育委員会では、教育長以下、私も含めて担当部署の者がその協議に参加しております。

○小貫委員

学校併設型ということについて、関係団体との協議が行われてから、市長部局に協議ということで持っていったのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

関係団体との協議についてですが、今、部長からもあったように、市長部局との協議を終え、今定例会で示したのは最初でございます。このことから、関係団体との協議は、学校併設型については行っておりません。

○小貫委員

今、この間の議論のように、単独設置型でずっと考えてきて、それがプールを建設したいから、学校併設型で市長部局に提案したと。そのように建設方式を変えたわけですから、総合計画の前期実施計画に「関係団体との協議」という言葉が含まれているのですから、当然、変更したときはそういったこともされるべきではなかったのかと思うのですけれども、それについての見解はどうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

繰り返しになりますけれども、市長部局との協議が年明けになったという部分がございます。それまで全国の調査研究等を行ってきて、教育としてまとまったのが年明けぎりぎりという状況もありましたので、関係団体との協議までには至らなかったということになります。

○小貫委員

要は、関係団体の意見も聞かないで、勝手に教育委員会が決めたのだということですよ。これが、冒頭私たちが言っているように、市民の声を無視した、本当に民主主義をないがしろにする行為だということなのです。

それで、第6次総合計画との関係について伺いますけれども、第6次総合計画では「生涯スポーツの振興に向けた環境づくりのため、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます」とあります。そして、前期実施計画では、基本設計と実施設計を平成25年度中に行うとしています。第6次総合計画の前期実施計画において、手をつけていない事業というのはどの程度あるのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

総合計画の前期実施計画は平成25年度に点検をいたします。現在、把握しているところでは、あと1年余り残す中で、おおむね着実に推進されているというふうに考えております。ただ、今、議論がございます新・市民プール整備事業につきましては、前期実施計画の中で「先進事例の調査。関係団体との協議。基本設計、実施設計」というふうに、そういう計画でのせておりますので、この基本設計、実施設計という大きな部分に手がついてございませんので、新・市民プール整備事業がそれに当たるのかというふうに考えております。

○小貫委員

ということは、この総合計画という大きな位置づけの中で、市政運営は、基本的には前期実施計画のとおりやってきていると。ところが、プールだけはのけものにされているということなのですけれども、これについてどうお考えなのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

平成21年に前期実施計画をつくったわけですが、その時点では、何とかそこまでのことをやりたいということで計画を記載させていただきましたが、繰り返しになりますけれども、これまでの経過で、いろいろと検討は教育委員会でされてきて、結果的に今、こういう状況になっているというふうに捉えております。

○小貫委員

それで、小樽市過疎地域自立促進市町村計画にも新・市民プールの基本設計、実施設計が掲載されているわけですが、この計画で手をつけていない、予算を全く執行していない事業は、プール建設以外に何かありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

過疎計画におきましても、現在把握している中では、新・市民プール整備事業以外は、着実に推進されているというふうに考えております。

○小貫委員

やはりそう考えてみても、どうもプールだけ取り残されているというように感じるのです。過疎計画にのせてきたということは、基本的に過疎債を適用してプールを建設するということだったと考えています。先日の予算特別委員会の中で、学校併設型では過疎債は適用にならないという答弁がありました。ということは、学校併設型というのは過疎計画にも反するのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○（総務）企画政策室長

過疎計画につきましては、過疎債を使うものイコール過疎計画にのせるという計画であるということではございません。あくまで過疎の地域の自立のための国で示されている項目に合うものを、総合計画との整合性をとりながら、過疎計画という形でまとめております。ですから、過疎計画にのせている事業でも、過疎債でなく、例えばほかのメニューで起債を使って整備するというものがございますので、そういう形で整理させていただいているところでございます。

○小貫委員

企画政策室は確かにそうやっておっしゃるのです。しかし、過疎計画はもちろん議会で議決を得ているものですが、その説明に当たってのさまざまな文章を見ますと、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、というものがあります。これによると、「過疎計画に盛り込むとともに、財政支援の措置など過疎地域対策を最大限に活用する」と。そのために策定したのだというふうになっている。これをそのまま読んだら、やはりこれにのせるということは、過疎債を使うのだろうと議会は思うわけです。それについて、今、室長がおっしゃったようなことは、議会で説明があったのですか。

○（総務）企画政策室長

その辺の策定時の議会への説明がどういう形でされていたかというのは、今、確認できませんけれども、計画自体の内容については、先ほど申し上げたとおりのような形で、計画自体についてはそういう形の計画だというふうに認識しているところです。

○小貫委員

この過疎計画が上がった平成22年9月の当委員会の会議録を読みますと、財政課長が新・市民プール整備事業と過疎債の対象範囲について述べています。これを、私が全て述べると質問時間がなくなるので、誰か持っていたら読んでいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

今、その資料を持ち合わせていないので、読み上げることはできません。

○小貫委員

これを質問時間に加えられると厳しいのですよね。

今回提案しました過疎計画は、その中に、事業内容として基本設計・実施設計を掲載していますが、基本設計につきましても、一般的に調査費とみなされて、過疎債の対象外になるのではないかと考えておりますけれども、実施設計や本土工の部分につきましても過疎債の対象になるものというふうを考えておりますと、過疎計画にプールについてのせたということに対して説明しているのです。ということは、過疎債適用で進めるのだと議会で説明して、議決をもらっているということではないですか。

○（財政）財政課長

答弁としては先ほど企画政策室長が言ったことの繰り返しになりますけれども、過疎計画にのせるということで、小樽市にとって、過疎計画によってそういうことを財源的に有利な方向にするためにのせていく部分の一つとして、プールもそういう中で過疎債を使うというような形での盛り込み方はしたかとは思いますが、先ほど答弁しているように、必ずしも過疎債を使わなければならないということではなく、あくまでも過疎地域の自立のためにほかのメニューも活用するということが勘案しての計画でございますので、これを過疎債でなければならないというふうに担保したという認識ではありません。

○小貫委員

私は、過疎債でなければならないと言っているのではなく、今の議論の経過だと、こういうことが義務的なことではないということが、まず企画政策室から議会で説明がないと。答弁では、過疎債は適用できますと答えている。この流れからしたら、プールは過疎債を使って建設するのだらうという議会での結論になっていくのではないですかということを知っているのです。

○（財政）財政課長

先般の予算特別委員会でも答弁させていただいておりますけれども、プール自体は、やはり単独型なのか複合型なのかによりまして起債のメニューが変わってきますので、その時々、プールに限りませんが、箱物をつくる、ソフト事業をやるに当たって、御質問いただいたときには、何が対象になるかという部分については、実施設計の部分からは対象になるという答弁はしたかもしれませんが、必ずしもそれイコール過疎債でやらなければならないというふうには考えていないところであります。

○小貫委員

先ほどの、議会に教育行政執行方針で示したという話に戻るのでありますが、今、述べたように、議会として過疎計画を議決したと、これで過疎債を使うのだという説明になっていると議会は捉えていますから、それに対して、結局それに全く触れていない学校併設型を出したということは、議会を軽視しているのではないかと考えるのですが、これについての見解はどうでしょうか。

○教育長

予算特別委員会の中でもこの間の経過の説明はしておりますが、平成23年に私が教育長になった時点では、単独施設の検討ということで進められておりました。その後、市長部局と何度か協議をする中で、今の小樽市の財政状況を考えれば、単独施設で10億円、ランニングコスト6,000万円、8,000万円という規模のものを将来の計画の中で登載するのは難しい状況にあると。そういう話合いの中から協議を重ねる中で、今般、当初予算の段階で協議を進めていた、学校プールとして建てて市民プールとして活用する、いわゆる複合型の施設ということ、この間、市長部局と何度か話合いをしながら進めてきたわけです。

しかし、市長部局としても、プールのことに関してどうするかという話には、年度途中ではなかなかないと。結果として、各部から将来の展望も含めて、予算要求という形で各般の事業がそろるのが、当初予算の時期に行ってしまう。その時期でなければ、複合型という相談をしていた、その内容がいいとか悪いとか、早期に結論がなかなか出しづらい。結果的に当初予算の時期にずれ込んでいく。それを市長部局とすれば、市全体の資金量、その辺を勘案しながら、今般、事業を進めるかどうかという判断に立ち至る。そういうことで、結果的に判断の時

期が 1 月から 2 月にかけてずれ込んでいったということで、結果として教育行政執行方針の中で着手を見送るとい
う形で議会に提示したと。

その間の単独プールから複合施設への考え方については、私どもとすれば、教育委員会と市長部局全体との内部
の意思形成過程の段階ですので、その段階で議会や市民に示せるような段階ではなかった、そういうふうに理解し
ていただければと思います。

○小貫委員

理解できませんが、予算特別委員会で、北野議員の質問に対して、学校併設型の場合の償還額などは答弁してい
たのですけれども、先ほど教育長が 10 億円の事業だということを言っていました。単独設置の場合に、そういった
財政的な見通しというのは、今の教育委員会が考える点で、建設費は 10 億円だということが今、教育長からありま
したけれども、国の補助が幾ら出て、その場合の償還額、単年度の償還額が幾らになるのか、過疎債による交付税
措置は幾らになるのか、お答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

プール建設費を 10 億円と想定した場合の国の補助につきましては、先ほど来、建設面積や、補助金の適用になる
ものがいろいろ変わってきます。通常ですと国の補助は 3 分の 1 ですけれども、想定範囲といたしましては約 20
パーセントで見えております。国の補助は、それによりますと、10 億円に対して 2 億円になります。また、残りの 8
億円に対する償還額につきましては、元利合計で約 8 億 9,200 万円になります。単年度の返済額はおおむね 9,536 万
円。交付税措置部分につきましては 70 パーセントと聞いておりますので、年 6,650 万円ぐらいになると思います。

○小貫委員

電卓を持ってきていないのですが、9,536 万円と 6,600 万円を引くと幾らになるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

おおよそ 2,900 万円ぐらいになると思います。

○小貫委員

今の事業の場合、平成 26 年度、27 年度の 2 か年で仮に建設した場合、元金の償還はいつからになるのでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債を適用して建設という形になりますと、償還期間は 12 年間、元金据置きが 3 年間になりますので、平成 26
年度の起債につきましては、借入時期が翌 27 年 5 月ごろと考えますと、元金償還が始まるのが 30 年度から、27 年度
の起債になりますと、その翌年になりますので、31 年度からという形になるものでございます。

○小貫委員

そうなる、その時点で、過疎債の償還額は、市の一般会計全体で幾らになって、プールを建設した場合には幾
らになるのでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債の償還金額についてでございますけれども、これまでの借入額と、まだ借りていない平成 24 年度見込額、
そして 25 年度予算に計上している中で過疎債が見込まれるものを推計いたしますと、30 年度、31 年度、元利償還に
つきましては、代表質問で市長から答弁させていただいておりますけれども、約 7 億 5,200 万円と見込んでおります。
先ほど、生涯スポーツ課長から答弁がありましたプールの元利償還金を約 9,600 万円と考えますと、これを合わせて
約 8 億 4,800 万円になるところでございます。

○小貫委員

そのうち、交付税措置が 7 割ということで、たぶん 5 億 9,000 万円前後、交付税に加算されてくるということにな
ると思います。先ほど、中期財政収支見通しの説明がありましたけれども、これによると、元金の償還額が平成 30
年以降は再び減少していく見込みですと書かれているわけです。それで、30 年度における実質公債費比率の見込み

は幾らになるのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

先ほど説明いたしました中期財政収支見通しにつきましては、平成29年度までの試算を行っております。したがって、30年度については実質公債費比率の試算ができておりません。

○小貫委員

ということは、ひたすら財政負担が大変になるということをおきながら、最短でプール建設をした場合に建てられる平成30年度の財政負担については検証していないということによろしいのですか。

○（財政）財政課長

実質公債費比率という部分で、指標を持つての検証という形では行っていないところでございます。

○小貫委員

それならば、どういった指標でしたら検証しているのですか。

○財政部長

中期財政収支見通しの中にプールは入っていませんので、その分の試算はしておりません。

○小貫委員

加えた場合はどうなのですかという質問をしているのです。

○財政部長

そこまでのシミュレーションはしておりません。

○小貫委員

シミュレーションをしていないのに、プール建設したら財政負担になるからだめだと、これは論理として成り立たないと思うのですが、いかがでしょうか。

○財政部長

中期財政収支見通しの中ではそういう試算をしていないということでございます。

○小貫委員

それだったら、プール建設の話が持ち上がったときに、この中期財政収支見通しとは別に試算したのですか。

○（財政）財政課長

話が出たときという部分に関して言いますと、結局、事業費のことも決まっておりませんし、建設の場所も決まっていないという中では、事業費自体が積算できておりませんので、そういう試算はそもそもできない形になっております。

○小貫委員

だから、事業費を計算するために、平成25年度で基本設計、実施設計を行うべきだという主張をしているのです。それを拒んでいるのでしょうか、財政部というか市長部局が。それについてはどうなのですか。

○財政部長

何と答弁していいのでしょうか、拒んでいるというか、先ほど財政課長も言ったように、事業費やそういう年限などが決まっていない中で、現在ある高島小学校温水プールといったところから、維持管理費がどういうふうになるという話は、教育部の打合せの中で聞いておりませんが、中期財政収支見通しの中では、先ほどの答弁になりますけれども、そこまでの収支見通しの計画はしておりません。

○小貫委員

要は、今までの間、市長部局と協議を進めていくと言いながら、教育委員会も市長部局もプール建設は後回しにしておこうと腹を決めていたから、こういうことになるのではないですか。

○教育部長

建設コストの話に今、集中しておりますけれども、ランニングコストの部分についても数千万円単位でかかるということは、毎年のございますので、ましてやそれに対しての国の助成があるかということ、それはなかなかないということから考えますと、この事業に踏み込むためには、やはり市の財政状況といったものもある程度見通す中で考えていかなければならない、それが基本的な立場といたしますか、そういう考え方をとっております。

○小貫委員

部長がそういう答弁をすると、質問する人がさらに広がってしまうのですけれども、まず、それだったらどのぐらい財政負担になるのか、過疎債が適用になった場合に、10億円で実質公債費比率がどうなるかということで、平成30年度では出すことができないということでしたが、23年度決算でプール建設の単年度負担を加えた場合、実質公債費比率はどうなりますか。

○（財政）財政課長

平成23年度決算の実質公債費比率は14.3パーセントとなっております。先ほどの、プールを建設した場合の元利償還金の分を考慮して計算しますと、比率は14.4パーセント、0.1パーセント上がります。

○小貫委員

0.1パーセント上がって、財政にどのぐらい負担がかかると普通見るものなのですか。

○（財政）財政課長

実質公債費比率につきましては、あくまでも起債の償還額に着目した比率でございまして、単に実質公債費比率だけをもって、市の財政的にどの程度負担になるかというのは、示すことはできないところでございます。やはり財政的なことを考えますと、単に起債だけではなく、先ほど教育部長も言いましたけれども、ランニングコストの問題や他の事業のことなどを総体的に考えて、単年度ごとの財政収支がどうなるか、市長も答弁させていただいておりますように、今後も毎年度、約十数億円の財源不足が生じるということも勘案して、負担がどうなるのかというのは見ていかなければならないというふうに考えております。

○小貫委員

そもそも、社会教育施設であるプールに対して、節約は重要ですが、ランニングコストという観点で建設というのは進めるものなのですか。プールの運営というのはそういうものなのですか。市民の福祉の増進のためにプールというのは投資するものなのではないですか。もちろん無駄遣いしろとは全く言いませんよ。しかし、節約しながらも、プールがあることによって市民が豊かな暮らしをするために、建設を進めているというのが他都市の事例なのではないですか。その辺の見解はどうなのでしょう。

○教育部長

社会教育施設としての使命は、委員がおっしゃるとおり、そういう側面というのは非常に重要といたしますか、基本だと思います。ただ、施設の運営ということになりますと、やはり当然、財政面でいかに効率的に効果的に運営していくかというのは、教育行政としても忘れることはできない観点だというふうに考えております。

○小貫委員

今後について伺います。学校併設型で検討したけれども、だめでしたということでした。ただ、市長は、建設しないわけではないという答弁をしています。ということは、市長の答弁の裏には、教育委員会が、過疎計画やこれまでの流れから単独設置というのをやっていたはずなのに、それに反して学校併設型というのを提案してきたから、市長としては受け取れなかったということではないかと私は優しく思うのです。ですから、やはりこれから、単独設置型も含めて検討していくということに、一から出直すということになると思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○教育長

先般の予算特別委員会でも答弁いたしましたとおり、今後とも、これまでの市長部局との話し合いを踏まえて、教育委員会とすれば、小樽市の財政の身の丈に合った上物をつくっていくという観点に立てば、複合型の施設で検討していかざるを得ないというふうに考えております。

○小貫委員

ということは、単独設置型では全くなくなるというつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○教育長

複合型で検討してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

教育長の答弁は非常に問題だと思えます。これだけ市民が単独設置を求める声があって、なおかつ市長部局の側がプールの補償金 6 億 8,000 万円を使いきって、こういう事態に陥っているわけです。冒頭に聞いたように、額は少ないけれども、プールの基金は本来、単独設置のための基金でしょう。そういったお金を、今、市長部局は借り入れているわけです。それなのに単独設置をしていかないと。これから早期建設を求めるということで、ぜひとも進めていってほしいのですけれども、単独設置について全く芽がないとは思いません。やはり市民の声は単独設置型ですし、学校併設ではないと思えます。市民の声についてどう思っているのでしょうか。

○教育長

要望があるのは十分に受け止めておりますが、今の小樽の財政状況を見れば、また、これまでの小樽の全体の利用状況などを勘案すれば、単独型ではなく、複合型で検討していく方向が、今の段階ではベストだというふうに考えております。

○小貫委員

単独型が無理だという話になると、結局その先に待っているのはいろいろなことが考えられるのですよ、それをここで述べていると時間がなくなりますけれども。

単独での設置は、市民の健康増進のためには必要だと私は思います。今後、そういったことを私たちとしてはやはり認められないと。早期建設のために、早い段階で今年度中に基本設計、実施設計を求めていくと。そして早期建設を求める。

先ほども申しましたように、平成30年度以降、元利償還は減っていくというふうになっている。30年度から過疎債についても償還が始まり、交付税措置で7割が戻ってくるという状況です、市長の答弁では、3割は市の負担だから大きいのだという話ですけれども。そういう財政上のことを見ても、無理なく行えると私は思います。ぜひとも再考をお願いしたいと思います。それについて教育委員会と市長部局、それぞれお答えください。

○総務部長

プール建設についての御質問でございますけれども、さきの予算特別委員会の中でも市長が答弁しておりますが、明けて平成25年度からは、26年度から30年度までの第6次総合計画の後期実施計画を検討していくという時期に当たりますので、後期実施計画について議論していく過程の中で、こういった形で市民プールを位置づけていけるのかということは十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○教育長

これも予算特別委員会で答弁したとおりでございます。今後、プールの建設に向けて、後期実施計画にどのように掲載するかを含めて、市長部局と相談してまいりたいというふうに考えています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎財政について

最初に、報告を聞いてということで、先ほど小樽市中期財政収支見通しについての御説明がありました。この点について、何点かお聞きしたいと思います。

まず、財政健全化計画ということで、本市財政を健全化するために、いろいろとそういった形の資料も出していただいて、やっております。あえて今、これを出した理由をもう一度御説明ください。

○（財政）柴田主幹

今、中期財政収支見通しを策定した理由でございますけれども、これまで財政再建推進プラン、財政健全化計画ということで、財政健全化に向けた取組を進めてまいりました。この財政健全化計画については、平成24年度が計画の終わりの年になります。その後、どういった形で財政運営をしていくのかということを考えたときに、何もない状態で財政運営をするのではなく、ある程度の期間の収支を見た上で財政運営に当たっていく、予算編成に当たっていく、そういったものの指針となるためのものとして策定したものであります。

○鈴木委員

財政健全化計画は、例えば5年や10年という長いスパンでやられていて、これと同じように、年度が終わって差異があれば直していくという形でした。今回は、この中に「各年度の予算編成や決算の状況を踏まえ、毎年度見直していく」と最初から書かれているのですけれども、それはその前段に、財政、地方交付税といったものの動向が非常に不透明な現状であるということが書かれているのでわかるのですが、ということは、5年スパンでつくっていくのですけれども、1年ずつ、5年後は動向に合わせてかなり変化があると考えてよろしいのですか。

○（財政）柴田主幹

今回示したものににつきましては予算ベースでつくっております、平成25年度当初予算並びに26年度以降も予算ベースという形での数字の積み上げでございます。これが24年度決算を経ますと、数字的には大きく変わる部分があるのではないかと思います。

また、歳出の部分につきましては、ある程度現行の事業費が続くという形で推測できますけれども、歳入、特に市税、交付税につきましては、今後大きく変わるかもしれない、今のところ、先ほど申し上げましたとおり不透明でございますが、そういった状況を踏まえて、決算の時期に見直していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

この項の最後に、各年度6億円を収支改善目標ということで、この表を見ますと、平成26年度から6億円ずつ改善目標という形で書かれています。その29年度の改善後実質収支のところでは赤字の2億1,100万円、これがあるので大変だということを、たぶん書かれているのかなと思うのです。そこでお聞きしますけれども、これは不用額を減せという意味で言っているのではないのですが、現実問題、毎年度、24年度、例えばこの次、前を見ていくと7億円ぐらい不用額が出ています。24年度、25年度は、そういう部分はもちろん収支見通しですから、それを見通してここに書くわけにはいかないのですけれども、例えば7億円という不用額が上がった場合、最終的には、このゼロのところから7億円と入ってしまうのですよね。そうなったときにこの6億円という目標は消えてしまうのか、不用額プラス努力目標で、プラス6億円と考えるということなのですか。その点をお示しくください。

○（財政）柴田主幹

ただいま、不用額についての話がありましたけれども、不用額につきましては出そうと思って出すものでもございませんし、今の時点で幾ら出るという推測もできるものではございません。結果として、最近、7億円なり8億円なりという数字が出てきたということでございます。現状といたしましても、平成24年度、25年度については不用額を見込める状況にないので、収支は均衡という形をとっております。6億円を目標にしておりますが、健全化に向けた取組を示しておりますけれども、この中だけで6億円が出るというのは、大変難しい数字だと私どもも思

っております。ですので、幾らというふうには申し上げられませんが、一定程度の不用額、繰越金になりますが、そういったことも考慮しながらの 6 億円ということで御理解いただければと思います。

○鈴木委員

歳出削減対策ということが書かれています。現在もこういう形でされて、不用額が出るというか、本当に辛抱して財政を浮かせているわけなのですから、結局、今のやり方以上に物理的に何かされるということがあるのか、今のやり方を堅持していくとこうなるという意味なのか、そこだけお答えください。

○（財政）柴田主幹

歳出削減等の取組の内容でございますが、ここに記載している内容につきましては、これまで財政健全化計画等に記載してきた事項と大きく変わるところはございません。ですので、これまで続けてきた取組を引き続き取り組んでいくという内容になっています。ただ、この同じ内容でいきますと、この収支見通しにありますとおり、5 年後、実質収支で赤字という現状での見込みが出てきてしまいます。ですので、現状でこれまでの取組を継続していくとともに、端的というか、具体的に何をやるかということで今、申し上げられるものはございませんが、今後、新規事業などをしなければならない場合には、その内容について十分精査しまして、その事業の厳選といったことも考えていく、そういったことをしていかなければならないというふうに思っております。

○鈴木委員

◎教育状況視察研修について

次に、教育長の教育行政執行方針について、1 点だけお聞きします。

執行方針の 3 ページになりますけれども、「教務主任等 50 名程度を対象に、道内の先進的な教育実践を行っている小中学校を訪問し、優れた学級経営や教科経営を肌で感じてもらう」、そのことが教育状況視察研修となっております。教育長がお考えになる「優れた学校経営や教科経営」、50 名程度の主任の方に学んでいただきたいというか、実践して、吸収していただきたいというものがありましたら、この中身をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

教育状況視察研修についての御質問でございますが、まず、教育状況視察研修につきましては、教員の指導力の向上を狙っているものでございますので、その観点から、すぐれた学級経営というものの見解について話をさせていただきました。今日的な課題については、言うまでもなく学力の向上が喫緊の課題ということで話をさせていただいておりますが、そういった確かな学力の育成を図ることができる学級がやはり一番求められているところではないかと思っています。それを子供の側面で言いますと、子供たちが学ぶ意欲をしっかりと持って、学習習慣のみならず生活習慣もきちんとしていこうという気構えを持った中で、教員としては、授業、学級指導等を通じてそれを着実に身につけさせていくという、教員、子供ともに学ぶ意欲にあふれた学級経営がやはり理想的なものではないかというふうに考えております。

○鈴木委員

それで、道内ということですが、私どもも自民党などで教育の先進地を見ております。そうなりますと、よくあるのは秋田県などということになるのですけれども、道内ははっきり言うとレベルが低いというか、学力テストではレベルは低い、教え方としては別に低いとは思いませんが、その中で道内に限定した理由と、先進地としてどこをお考えなのかをお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

なぜ状況視察研修で行く場所が道内なのかということについてでございますが、今もおっしゃったように、これまで秋田県で 2 年ぐらい数名を派遣してやっておりました。ただ、経費上の制限がございますので、本当に少人数ということで派遣して、その教員には大変貴重なものを見てきていただきながら、授業等を通して還元していただいたという経緯がございます。ただ、やはり人数が少ないということで、なかなか広がりという部分については課

題があるものというふうに押さえて、今回多くの教員にすぐれた学級経営の状況を肌で感じてもらって、価値観を共有してもらおうと、そのために、できるだけ経費をかけずに、多くの教員を派遣して、持ち帰っていただいて、それを全市に広げていただきたいと、そのような狙いを持って今回企画させていただいているところであります。

また、どのような学校かということでございますが、先ほど来申し上げましたとおり、学力の向上がやはり一番の主眼でございますので、そのために、教員の指導力の向上ということでございますので、それが組織的にきちんと、当たり前のことが当たり前に、しっかりと学校としての組織力を持って取り組まれているという学校を選定いたしまして、教員に行っていただいて、見ていただきたいというふうに考えているところでございます。

○（教育）指導室長

今の主幹の答弁の補足ですけれども、場所については今のところ、登別市の学校を考えております。学校力向上に関する総合事業ということで、今年度、本市においても稲穂小学校、花園小学校、潮見台小学校がこれに取り組むことになっています。それを先に取り組んでいる学校ということで、この学校につきましては、全国の先進的な事例を取り入れながら取り組んでいるということですので、本当は現地というか先進地域がいいのですけれども、そこで学ぶことは教員にもかなりプラスになるのではないかと考えております。

○鈴木委員

◎全国学力・学習状況調査について

今、学力向上という話が出ましたので、次は全国学力・学習状況調査について質問します。

教育行政執行方針を読ませていただいて、本当に微に入り細に入り頑張っていただいているなという気はします。その意味では、ここに書いていることを確実に進めていただいて、小樽の教育現場、そして社会教育も含めて、頑張っていただきたいと思うわけであります。

それで、今、学力の件で出ました。全国学力・学習状況調査についての調査結果と指導改善のポイントというものをいただきましたので、その中で何点かお聞きします。

前段になりますけれども、私は一般質問で、全市の個別の学校の結果を公表してほしいという話をしました。それに対して教育長は、基礎・基本の定着にしっかりと取り組むことにより、点数を上げることに主眼を置くのではなくて、やっている最中なので、今はそういう公表をするのは控えたいと答弁されて、それについてはしていただきたいけれども、現状はわかります。ただ、私が言っている現状を実際に把握していただいているのかということに関して、何点か少し不安だなと思いますので、その点をお聞きします。

まず、全体的傾向というのがありますけれども、このポイントに関しまして、全体的傾向では、例えば中学校数学で言えば、白い四角形はいいところ、「◆」が少しだめなところという意味だと思うのですが、こうだよと、課題が見られます、要するに、少しよくないというふうにしかとれないのですけれども、後のほうに出てくるレーダーチャートというのがありますが、その中で小樽市の結果が如実に出ているところが数学Bという欄なのです。ここは全国に比べても全道に比べても著しくよくないのです。このまとめだけを見ますと、そういうことではなく、少し悪いというニュアンスでしかとれないのですけれども、実際、個別のところは今、どう指導されているのか、これから指導するのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

全国学力・学習状況調査の個別の教科ごとの結果についての御質問でございますが、このたび示している数学Bについて今、話をされましたけれども、そのほか、国語A・B、数学A・Bの話なのですが、この全道、全国との比較の表現についてなのですけれども、こちらで平均正答率というものは具体的には示しておりませんが、全道、全国から見て、差が3パーセント未満の場合はほぼ同様と、低いということでありますと、5パーセント以上低い場合、その部分での表現で使っているところでございます。

今、御指摘がありました数学Bにつきましては、その観点からいいますと、全国に比べ低いという表現で、一見

すると、決して危機感がないような表現になっておりますが、私どもとしましては、やはり全体の中ではとりわけ低い部分でございます。基礎的・基本的な内容についても当然課題はあるわけなのですが、それを活用していくというこの部分については、とりわけ非常に課題があるというふうに押さえております。

中学校長会もその点については共有しております、やはり子供たちに基礎学力をつけるということはもちろんなのですが、それを活用していく部分、それから、未解答率、解答しない生徒が多いなど、気力の部分といったものに非常に危機感を持っておりまして、実は独自のプロジェクトも立ち上げて取り組んでいただいております。

ここにはそういうことは示しておりませんが、それから、こういう授業の仕方をすることによって前より活力が出るような御提案を、学校や保護者にもお願いすることも書かれていますけれども、そういう形で示しておりますが、このような具体的な取組を始めているということは話させていただきたいと思っております。

○鈴木委員

その意味では現状をしっかりと把握してくださいと、保護者にもそういうことを把握していただくことにより、家庭でもしっかりと勉強のサポートといたしますか、教育のサポートをしていただいたりしたほうがいいのではないですかというのが論旨だったわけです。

もう一つ、お聞きしますけれども、平成24年度全国学力・学習状況調査結果・概要版があります。2番目のところで「全国平均以上は10校」と書かれております。小学校は全国より上が7校、中学校は全国より上が3校、北海道より上が小学校14校、中学校4校ということで、これだけを見ていると、小樽はそれほど悪くないのではないかと感じるのです。

それで、個別にどうのこうのは言いませんけれども、お聞きしたいのは、例えば小学校の中でいい学校もあまりよくない学校もあるのです。その平均ですけれども、平均点の差はどのぐらいになるのですか。小・中学校別にそれをお答えいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

委員の御指摘のとおり、本市の中には全国平均を結構上回っている学校もございます。それから、逆に非常に課題がある学校もございます。具体的な数字については差し控させていただきますが、20パーセントぐらい、平均というか、一番トップと一番下の間にはそのぐらいの差はございます。小学校についてでございます。中学校についても、ほぼ同様でございます。20ポイント程度の差が小・中学校ともにあるということは事実でございます。

○鈴木委員

別に格差というか、そういうわけではないのですけれども、今言った20ポイントということになると、5教科ですから、例えば500点満点で100点違うということになるわけです。私が言いたいのは、学力の基礎をつけるというのは役目ですから、こういうまだ満足にうまくいっていないところは集中的にやってもらいたい。だから、全市押しなべて同じような向き方ではなく、そういうところは教育委員会でよく把握されているわけですから、そこは集中的にやって、ある程度底上げというか、そういう方策もとっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○（教育）指導室長

委員がお持ちのレーダーチャートですけれども、これについては各学校にそれぞれの学校の結果が行っておりますし、それをぜひ学校で活用してくださいということで、保護者にも何とかこういうものを示しながら、わかりやすく、自校の状況についても課題意識を持てるように使っていただきたいということで話をしています。

ただ、今年度につきましては、道教委からこれが示された時期と、市内の学校がそれぞれ公表した時期に差がありまして、道教委のほうは少し遅れてしまったというのがあります。ですので、次年度以降、こういうものを活用しながら実態の把握をできるようにということと、そうしますと、自校の状況というのが市内でどういう状況なのかということが十分わかります。その辺は私どもも捉えていますので、具体的に個別の学校訪問だとか、本当に具

体でこういうことをしたほうがいいだとか、今、道教委の施策の中でもチャレンジテストだとか、いろいろなことをやっています。特にそういうものについて重点的にやっていただくだとか、私どもの研修には学校の教員にたくさん参加していただくだとか、そういう手だてを積極的に講じていきたいというふうに思っております。

○鈴木委員

◎部活動について

最後に、部活動について、一つだけ質問させてください。

特に中学校で部活動があります。その中で、例えばバレーボールやバスケットボール、野球にしても、教員が一生懸命やられて、中体連などいろいろな大会に連れていったり、市内の大会もあつたりするわけです。教育行政執行方針の中にもありましたけれども、それは教育の一環だという御答弁をいただいています。

その中で、例えば部活動を頑張っている教員、それと、何もやらないと言ったらおかしいですけども、それを範疇ではないと、やらされている教員との実態の差がかなりあるのです。そういうことについて、教育の一環としてお考えになっている教育委員会として、金銭的なものは無理かもしれませんが、その人たちに対して、賞状をあげるというのは違うかもしれませんが、何かインセンティブはないのかと。そのことについてだけお聞きします。

○（教育）指導室石山主幹

部活動についてでございますが、確かに各学校では教員全員に部活動の顧問を割り振りまして、学校全体で見るという体制はとっております。ただ、委員の御指摘のとおり、実際はどうなのだという話になりますと、やはりそのような取組の差というのは見られるのではないかと思っております。

具体的に休暇を多く与えるとか、手当とかということはなかなか難しい現状ではないかと思うのですが、私も教員でございましたので、経験も交えて話をしますと、顧問の一番の喜びは子供たちの成長ということでありますので、部活動を通して子供たちが成長していく姿は、何よりも一番の自分の求めるところであるということは共通しているのかと思います。

もう一つ、保護者から感謝されることは非常に重いものがございます。当たり前のことを自分は仕事なのでやっているという意識はありますけれども、それについて直接何かねぎらいの言葉などをいただくと励みになるということはございます。

ただ、勝利至上主義、よくありますけれども、そういうことにつながらない形で、何らかの形で教員のモチベーションを上げるというか、そういうことも、やはり各学校で管理職中心に言葉がけだとか、物ではありませんが、本当に気持ちという部分でありますけれども、そういうことは取り組んでいただいているところではございます。

○上野委員

◎財政見直しについて

まず、財政についてお尋ねいたします。

報告資料の一般会計収支見通しのところで、歳入の面ではだんだん歳入が減っているのですけれども、その減少要因の特徴的なところをお聞かせいただきたいと思っております。そして、歳出面もそれに合わせていろいろと調整を図られていると思うのですけれども、どのような部分を努力されてこのような見直しをとられているのかお聞かせください。

○（財政）柴田主幹

歳入歳出の増減の特徴ということでございますが、歳入につきまして申し上げますと、まず地方税につきまして毎年減少している傾向もありますので、引き続き減少すると見込んでいるところでございます。地方交付税につきまして申し上げますと、平成27年度に国勢調査があります。交付税につきましては、人口を単位とする部分が

非常に大きく出てくるものでございますので、27年度の国勢調査で、近年の状況を見ますと人口が減るであろうというように下に推測しているところでございます。

その他につきまして、特徴的といいますと、地方債、市債でありますけれども、市債が28年度に大きく減っておりますが、現在、27年度まで退職手当債の発行が可能となっておりますけれども、27年度までということで、28年度は大きく減っているということになっております。

次に、歳出についてですが、歳出の特徴といたしまして、削減努力につなげている部分ということで言いますと、人件費で給与の独自削減を継続しているということになります。その他につきましては、先ほど申し上げましたとおり、25年度ベース、25年度予算規模が続くものとして積算しておりますので、その状況が続くと。その中で、扶助費については、近年、増高傾向がありますので、毎年度増えていくという見込みを立てているところでございます。

特徴的などころといいますと、削減努力というところで給与の削減を申し上げましたけれども、これは今後、毎年度の財政状況や国の動向などを見ながら、削減内容を判断するということとしておりますが、現状の見込みとしては継続していくという内容になっております。

○上野委員

改善目標額6億円ということで、目標数値を設定しているのですけれども、その6億円について、先ほどの鈴木委員の質問への答弁によると、具体的な取組に関しては、現状と大きく変わらない取組を継続していくということなのですが、その取組の現状でやっている内容について、具体的にあればもう一度お聞かせください。

○（財政）柴田主幹

今まで実際に行った内容ということでございますけれども、事務事業の見直しといった観点で見ますと、平成25年度当初予算で具体的にいきますと、東京事務所なのですが、今まで日本都市センターに入っておりましたけれども、今度、北海道東京事務所の建替えに伴うビルの中に移転するというので、事務所の面積は狭くなりましたが、経費の削減につながるということで見直したりしております。

また、昨年11月から、電力自由化に伴いまして、本市の施設も、本庁はできませんでしたが、49の施設につきまして電力の入札を行いまして、小規模電力供給者から、北海道電力ではないところから、電力の供給を受けるということも行っていました。まだ実績が出ておりませんので、幾らぐらいの削減になるかということは出ておりませんが、見込みとしては、年間200万円程度は経費の削減ができるのではないかと聞いております。

なかなか大きな削減にはつながらない部分もありますが、できるところから続けていきたいと思っておりますし、今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的なものはございませぬけれども、例えば新規事業を行う場合には、新規事業を要求してきた原部と十分協議した上で、削減できるところがないかといった協議を続けていきたいと思っております。

○上野委員

◎小樽市土地開発公社の解散について

今後の取組について、1点具体的な部分が出ていますからお尋ねしたいと思います。その他のところで、第三セクターの見直しということで、小樽市土地開発公社の解散を検討しているということなのですが、解散することによっての財政上の影響は、メリットもデメリットも含めてどのようなものがあるのかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

土地開発公社の解散のメリットというか影響というか、一番大きい部分は、眠っている資産を有効活用するために、民間に売却するとか、本来の目的を変えて行政目的と違う方向で活用できないかということであると思っております。実際に財政的に幾らメリットが出てくるのかというのは難しいところでありまして、現在、土地開発公社は年度を通して6億3,000万円程度、平成25年度、市から借りて年度末に返す予定でありますが、基本的にその金額を一時的

に市から借りて、市もそういう財政上の負担をしなければならないということでは、ある程度財政的なメリットはあるのではないかと考えています。

○上野委員

今、解散についての検討をされているということなのですが、解散時期や解散するのかということをごままで検討されているのか、お聞かせいただければと思います。

○（財政）契約管財課長

解散のきっかけとなるのが、国における第三セクター等改革推進債の借入れをする、現在、公社には土地を取得したときに銀行から借入金等がございまして、そのお金を三セク債の起債の中で返す制度が平成25年度までということで、新年度がリミットとなっています。その期間、この秋までに国等に申請しなければなりませんので、それまでにはある程度方向性を出さなければならないというタイム的なスケジュールがございまして。現在やっているのが、今回の予算を組んだ中で、その後、財政的な面ではそういう債務をどうやって償還したらいいだろうかということ、また、その土地を今後どういうふうにも有効活用できるのかということで、庁内的に検討を始めている最中でございます。

○上野委員

今秋までに結論を出さなければならないということで、今の話では、解散に向けての準備をしているようなイメージでとってよろしいでしょうか。

○（財政）契約管財課長

できましたら、スケジュール的には、第2回定例会ぐらいまでには、ある程度の方向性を示す形ができれば、議会にも示すことができるのではないかとこの予定であります。

○上野委員

次に、教育についてお尋ねいたします。

◎入学式、卒業式のあり方について

今日、市内の中学校の卒業式が午前中にございまして、私は当委員会があるので出席はしていませんのですが、以前にも入学式、卒業式のあり方ということでいろいろと質問させていただいて、教育委員会の皆様方も非常に努力されているということなのですが、今日、行われて、どういう状況だったのかはまだ全部は把握していないと思うのですが、今後、卒業式、入学式が終わった後に教育委員会が考える、推奨する儀式を仮に行わなかった学校があれば、まずどういうふうにも検証するのか、そこに対してどういう取組をしていくのか、もしあればお聞かせください。

○（教育）指導室長

本日の状況ですけれども、まだ現在、集約しているところですが、委員が以前におっしゃったように、教育委員会としても、今年度につきましては、各学校に教育委員会の考えというものを示しております。

特に3点ということで、ステージでの実施につきましては、事前に校長から聞く中では、全ての学校でステージで実施するというふうにも伺っております。また、放送機器につきましても、全ての学校で、CDから直接というのではなく、体育館にあります放送機器を使つての国歌というふうにも聞いております。また、国歌斉唱、子供たちがしっかりと歌えるということにつきましても、事前の練習を十分に行うということで、それも取り組んできたというふうにも聞いております。

ただ、終わった後の報告につきましても、先ほど話しましたとおり、中学校の本日の集約がこの後上がってきますので、まずはそれを確認させていただきたいと思っています。

また、小学校が明日から続きますので、これもしっかりと参観しながら、また報告を受けながら確認していきたいと思っています。

また、教育委員会の示した中身につきまして、それと違う形というのがあった場合ということですが、これにつきましては、私どもの考えでございますので、ぜひ改善が図られるよう話を進めていきたいと思っております。

○上野委員

現場の学校から聞くところによると、大分周知されているということで、たぶん今回は、かなりきちんとした卒業式、入学式がなされているだろうと私も思っております。

そこで、国旗・国歌についてもう一点お尋ねしたいと思うのですが、日本人としてのアイデンティティーというのが教育の中でだんだん薄れているような気がして、当然、卒業式、入学式、儀式のとき、そういうふうに国旗を掲揚して国歌を歌うのですが、その意味について、学校の中で子供たちにきちんと正しい認識がされているのかどうか、どういう取組が授業の中でされているのか、お聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

国歌の指導についてですが、これは学習指導要領にも定めがありますとおり、どの学校でも、小学校におきましては音楽の授業で指導しております。

その中で一つ、昨年度の卒業式において、子供たちの歌声が小さいという報告があった数校につきましては、私ども指導主事が、後志教育局の指導主事ももちろん同行しまして、どういう状況で指導しているのか、実際に指導の場面を見せてもらったところであります。

どのような捉えかということですが、やはり国歌、君が代であるという認識づけをするような指導、それからそういう儀式的行事ではしっかりと歌うようにということで、教員が中身についてもそれぞれ適切な形で、それぞれの発達の段階もございますので、それに応じて説明しているということでございます。

○上野委員

国旗とは一体何なのか、国歌とは一体何なのかというところを、ぜひとも正しい認識の下に子供たちに教えていただければと思います。

◎授業のあり方について

次に、習熟度別授業についてお聞かせいただきたいと思っております。

12月の当委員会で、習熟度別授業を実際に見てきて、あまり習熟度別授業になっていないのではないかなという質問をさせていただきましたけれども、その後、平成25年度も踏まえて、習熟度別授業についてどのような取組をお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室石山主幹

習熟度別授業についてのお尋ねでございますが、私どもは習熟度別少人数指導と呼んでおります。それで、これにつきましては、今年度、これまで実施している学校につきましては、それぞれ20回以上研修会を開催しているところでございます。実際にその習熟度別の授業を見て、その上でそれについて協議するという形で研修を組む、この一部について委員に見ていただいたものかと思っております。

確かに委員の御指摘のとおり、それぞれ個別に見ますと、いろいろな課題があるということは、私どもも十分把握しているところでございます。実は、習熟度別少人数指導につきましては、小樽市として見ますと、これまでやっておりましたTT、ティーム・ティーチングという、教員が2人入って授業するということについては、かなりの年数、いろいろなスキルといえますが、指導技術というものの積み上げがありますが、正直申し上げまして、習熟度別少人数指導につきましては、手をつけてからまだ数年しかたっていないという状況もありまして、委員の御指摘のとおり、どうなのだろうと疑問を呈さざるを得ない授業も確かにあるというふうに認めます。

いずれにしても、具体の授業参観の中で、それぞれどういう指導がふさわしいのか、そもそも何のために少人数指導をしているのかという部分を重点的に、今年度につきましては指導・助言をしてきたところであります。

授業の理解が遅れがちな子供への対応というのはもちろんなのですが、実は、習熟度別少人数指導には、もっとやりたい、もっと勉強したい、もっとわかりたいという、逆の子供たちの対応もやっていかなければいけないと。その辺がやはり、指導スキルの積み上げがまだまだ足りないところだというふうな認識は持っております。

○上野委員

ぜひとも子供たちの習熟度に本当に見合った授業を構成していただければいいと思います。

12月の当委員会でも同じように質問いたしましたけれども、教科書の中身を本当にしっかりと授業しているのかという問題です。考えさせて、ある程度時間をとって、数学で言えば1時間に1問というような、本当に時間を無駄にしている部分もあるのではないかと授業が多いので、家庭の中での学習は本当に大事なのですが、家庭で学習できない時間帯もありますし、家庭状況によって難しい部分もあるので、最低限、授業時間中、しかも授業は45分ですか、45分という時間も本当に適正なのかどうかという議論もあるかもしれませんが、その限られた時間の中、しっかりと教科書を教え込む、それをノートで教員がきちんと管理できるような、やっている状況が見えるような授業の進め方をぜひともお願いしたいと思います。

◎新校舎への付加機能について

次に、新たに統合される校舎についてお尋ねします。

現在、2校の統合校が新築される予定でございますけれども、まず、統合校が学校の施設としてどのような特色を持った施設なのか、従来どおりの学校施設なのか、何か特徴を持ったものがあるのか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

新築の2校でございますけれども、設計中でございますが、現在、最終段階を迎えている手宮地区の統合校のことを申し上げますと、地形的な制約といったものがございまして、特徴といいますか、一定程度求められる面積をはかるといった中では、従来型といった形になろうかと思っております。ただ、今、検討しておりますのは、教室は従来どおりオープン教室ということで、先ほど習熟度別少人数指導の話もありましたけれども、一定程度柔軟な教室の使い方に対応できる形でできないかということで考えているところでございます。また、体育館につきましても、現在の手宮小学校が学校開放をしておりますので、学校開放に備えた更衣室やトイレ、玄関も含めてですけれども、そういったものを設置することを考えております。

○上野委員

今、体育館について、学校開放も念頭に入れたづくりをするということですが、さらに提案といいますか、学校は避難所にも指定されております。ついこの前、東日本大震災の復興フォーラムというのがございましたので、仙台市に行ってきましたけれども、被災地、避難所、学校での生活によって、いろいろな苦渋を強いられる部分があるということです。これから統合校も避難所としての指定を当然受けるわけでございまして、体育館は災害が起きたときに避難所としての機能を有するべきではないかと思うのです。実際、東日本大震災のような大きな災害の後には、避難所生活が非常に長くなる、そこで本当にトイレの数が合っているのか、電気に関しても、ライフラインが潰れて電気が通らなくて、体育館はあるけれども真っ暗だと、自家発電などの緊急の設備が設置できるのか、そういう部分を含めて、防災に関しても、避難所としての機能もその中に取り込めるようだったらぜひ取り込んでいただければという思いがあるのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○（総務）小濱主幹

委員がおっしゃるように、新しくなる校舎についても避難所の指定ということになります。今、設計中ということで、制約等もあろうかと思っておりますが、防災資機材や施設設備についてどのようなものが必要であるのか、どのようなことができるのかということも考えてみまして、教育委員会と協議してまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

今の答弁は前向きな答弁と認識してよろしいのですか。せっかく手宮地区の統合校も、緑の学校も建ちますので、基本的にやるという姿勢を持っての協議なのかどうなのか、その気持ちをお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

今時点ではどういうものが必要なのか協議できるものについて検討させていただいて、教育委員会と協議させていただきたいということでございます。

○上野委員

避難所というのは本当に大事な場所でありまして、避難所でのストレスによって心的障害を受けたりもしますので、今後、新築校になる中で、本当に何が必要なのか検証されて、ハード面をしっかりと整えた、そして学校だけではなく、避難所としてもしっかりと機能するような学校をぜひつくっていただきたいと思います。検討されるということでしたので、改めて次回の機会にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

私からは、今定例会に提出された予算の中でも盛り込まれておりましたけれども、当委員会でも以前に質問させていただいた部分もありましたので、少し確認の意味も込めましてお聞きします。

◎津波の 3D シミュレーションについて

初めに、新年度予算の中で、津波の 3D のシミュレーションの部分がありました。高島町会の避難訓練の際に、地図上で図上訓練を行ったわけなのですが、話を聞きますと、非常にためになったという話とともに、なかなか勉強になったのだけれども正直リアリティーに欠けていたという話もあったものですから、それも踏まえまして 3D の話をさせていただいたのですが、今回、3D のシミュレーション動画をつくるということで、何種類かあるようですけれども、どういう形をイメージされているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

今回作成予定の津波シミュレーションの映像なのですが、これは道の津波浸水予測図のデータを参考に、まちの景色の実写に CG で津波の様子を合成した形になります。

○秋元委員

高島町会の避難訓練のときに話を伺った方に、今回こういうものを市がつくることになりましたという話をしたら、結構高齢の方なので、あまりにリアリティーがあるとぐあいが悪くなるねという話をされていたのですけれども、逆に非常にいいと思ったのです。優しいものであればあまり危機感が出ないでしょうから、津波の浸水の状況を見てぐあいが悪くなるような、体調を崩されたらまずいですけれども、そのぐらいのリアリティーがあったほうがいいと感じたのです。

そこで、画像をつくるに当たって、業者が受注してつくっていくと思うのですけれども、その校正はどのような

形で行われていくのですか。

○（総務）小濱主幹

予算がつきましたら、新年度、入札になるかと思うのですが、発注いたしまして、その後の作成の過程で、何回もこちらと確認していきたいというふうに思っております。

ただ、リアリティーというところなのですが、あくまでも道の浸水予測図のデータに基づくとということがありますので、危機感を持ってもらうためより大きくする、危ないのを小さめにするということではなく、あくまでもデータに基づいて作成していこうというふうに考えております。

○秋元委員

非常に楽しみにしておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

◎防災ラジオについて

続きまして、防災ラジオなのですけれども、これも昨年第 4 回定例会で話しましたが、今回予算がつきまして配付されるということなのですけれども、私のイメージとは違って、今回は貸与という形になるようです。管理も大変になるのだらうと思いますし、今後、沿岸部の方の希望なども集約して、前回は話をしましたけれども、市が一部助成をして、希望者に購入してもらうという考え方については、検討の余地はまだあるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

今年度は、まずは町会長の家や保育所に配付させていただくということで進めておりますので、そういう考えはございませんが、前にも予算特別委員会で話をさせていただいたのですけれども、他都市でもいろいろな方法で取り組んでいるものもありますので、他都市の状況を見ながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○秋元委員

◎J－A L E R T について

学校にも若干かかわるかもしれませんが、これまで、J－A L E R T で全国的に避難訓練をやっても、小樽市では避難所と直接つながっていないのでできないということでしたが、今回直接結ばれるということで、今後、避難所や学校といった部分で、全国一斉の避難訓練などにぜひ参加していただきたいと思うのですけれども、学校の授業時間の関係もあるでしょうから、いろいろと学校とのやりとりもあるのですが、今後、そういうものも利用して避難訓練に活用するような考え方はありますか。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R T の訓練についてですが、委員がおっしゃったように授業の問題などもありますし、避難所は小・中学校のほかにも、高校などの他の施設もあります。国の訓練は国で日程を決めて、この日にやるということでお知らせが来るものですから、日程の調整などもなかなか難しいと思います。一斉での訓練ということでは今のところ考えておりません。

ただ、国の訓練でこういうものを流すということについては、市役所から無線で各避難所に送られるということもありますので、それについてそういう訓練があると、できればそういうものを活用していただきたいというようなことで、知らせてまいりたいというふうには考えております。

○秋元委員

そこで、話を聞くと、避難所に設置されている無線機の周波数帯が問題といたしますか、以前より若干変わって、一部変更しなければならぬような話を伺ったのですけれども、この中身についてお知らせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

今、一般財団法人移動無線センターが M C A 無線というものを管理しておりまして、900メガヘルツの周波数帯を使ってやっています。ただ今回、ある電話事業者でこの周波数帯を買い上げるということで、売却ということが決まったということで、周波数が変わります。今回配付した無線機については、周波数が変わると当然使え

なくなりますので、これについては電話事業者で、今の状態と同じようになるようにということで、全部無償で交換等をしていただけるというふうに聞いております。

○秋元委員

市の持ち出しは一切ないということわかりました。

◎災害時相互応援協定について

先ほど御報告いただきました災害時相互応援協定についてなのですが、これも昨年、登別市の状況もあって、ぜひそういうことも考えていくべきではないかという話をしたのですが、今回、半田市、日南市と協定を結んだということで、結構時間も短い間でしたけれども、先ほど、協議を重ねてきたという話でしたが、何回ぐらい協議されて、小樽市としての要望といいますか、協定内容に盛り込むような中身というのは何かありましたか。

○（総務）小濱主幹

協定締結の協議についてなのですが、お互いに離れているということで、メールや電話ということで、申しわけないのでけれども、回数は覚えておりません。内容につきましては協定書案ということで示されて、お互いにこういうことで、ということで話し合ってきたのですが、この協定書案については、一般的にというか、他市でも結ばれている協定の内容とほぼ同じような形なのなのですが、前提としてはこの内容で、こちらで特に盛り込んでいただいたというところはなく、これでやるということです。あと、ここにのっているもののほかに特に要請があった事項ということで、今後いろいろなものについて、防災担当でいろいろと話し合っていきたいと思いますという話では話をしております。

○秋元委員

そこで、3月1日に協定が締結されたということで、今後、どのような準備をされていくのか、この点もお知らせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

こちらの準備なのですが、まずお互いの連絡窓口を決めるということになります。実際の応援については、実際に災害が起きて、相手市からどのようなものが必要だという要請をいただくことになるのですが、協定の中身を見ると、物資や食料の提供ということになりますので、まずお互いにどういうものが不足しているのかという確認は、地域防災計画の情報交換の中でも行っていくことになると思いますし、こちらとしてもどう物資を集めて、あるものを送るのか、集めて送るのか、また、人の派遣についても、まず先遣隊のようなものを送るのか、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○秋元委員

◎行政評価について

次に、冒頭に報告いただきました小樽市中期財政収支見通しにかかわってなのですが、先ほど来、各委員の話を伺っておりまして、小樽市の財政は非常に厳しい状況が続くということがわかりました。

まず、「5 市債残高の見通し」の中で、平成27年度まで増加傾向ですけれども、28年度以降は減少していく見込みですというふうにありましたが、実際、それは新しい事業を見込んでいないということで、新しい事業があれば、当然、市債残高がどんどん増えていくということも考えられます。

そういう部分で考えれば、今日、質問する事業の見直しの部分で、視察に行った自治体の担当者が言っておりましたけれども、これから、各自治体の財政が厳しい中で、市民のニーズとウオンツをどうやって見極めていくのが非常に大事だと話されていて、そのとおりでなと思ったのです。市長もいろいろなところで集中と選択という話をされていますけれども、その上で事務事業の見直し、また行政評価は、今後、非常に重要になってくると改めて感じました。

どの自治体に行っても、事務事業の見直しや行政評価が職員に定着するまで、2年ないし3年は最低でもかかる

という話をされておりまして、今、収支見直しについても話しましたが、早く小樽市の事務事業評価の方法を確立して、効率よく事業を執行していかないといけないのだらうと思います。その上で、今回試行されている事業評価を行うに当たって、どういうことを念頭に置いて行ってきたのかということをお知らせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今年度、評価ということで、近々では平成18年度にも施行しておりますけれども、それ以降しばらく実施しておりませんでした。今回、試行ということで行ったのは、少し話もございましたけれども、職員の目的、成果、コスト意識といったものの醸成を図ると、さらには、継続して業務の改善・改革を図るという、日常的なシステムの確立を目指すというところを念頭に置きまして、すぐにはできないかというふうには考えているのですが、まずは試行という形で実施したところでございます。

○秋元委員

今年度行った事業数と各部ごとの事業数があると思うのですが、これをお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今回、評価の対象といたしまして、一つは重点点検項目ということで、これは事業費が100万円を超える、おおむね10年以上の長期継続事業ということで、この数は122事業となっております。もう一点が、特定見直し項目という対象でございまして、これは財政健全化の観点から見直しができないかという事業でございまして、これが12事業ございますので、合わせて134事業となっております。

この134事業の部ごとの件数ということになりますと、総務部が6件、財政部が1件、産業港湾部が20件、生活環境部が12件、医療保険部が9件、福祉部が13件、保健所が12件、建設部が16件、教育部が37件、消防本部が3件、選挙管理委員会が1件、議会事務局が4件という内訳になっております。

○秋元委員

各部ごとの事業数を聞きましたけれども、今回、134事業行った一次評価の結果については、二次評価を行われているということですが、この辺について現段階でお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

一次評価は、各部におきまして評価調書を作成していただく中で、自己評価という形になりますけれども、現在押さえている段階で、134事業全てをまとめて話しますけれども、区分といたしまして、休廃止、終了が2件でございます。それから、民営化がゼロ件、国や道の実施がゼロ件、縮小が1件、要改善が16件、拡大が16件、最後に現状維持が99件という内訳になっております。

○秋元委員

先日、事業評価調書を見せていただきまして、この用紙を見ていくと、成果の指標と申しますか、どこを目標にしてその事業を行われてきたのかということを書き込む部分がなかったのです。自己評価をされてきたということですが、例えば成果の指標や実績を書き込まなかった理由というのは何かあるのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

成果指標につきましては、平成18年度の試行の際に、そういう項目も取り入れて、かなりボリュームのある調書をつくって実施した経過がございます。その中で、市のいろいろな事業について指標を設けるのがなかなか難しい、設定が難しい、あるいは各事業によって指標を設けた際に、その指標を比較するときに、それぞれの事業でどう比較できるのかという課題もございました。今回は多少なりとも評価作業の簡略化を図りたいという部分もあったものですから、成果指標については見送ったということでございます。

それから、実績ですが、これは調書をできるだけ簡略化する中でその項目を除いたのですが、結果として、指標はともかくといたしまして、実績がないと評価することがなかなか難しい部分があるということが改めて判明

した次第でございます。実績については、少なくとも次回以降には何らかの形を取り入れなければならないというふうには考えているところでございます。

○秋元委員

来年度以降は実績の部分も盛り込むことをお願いしたいのですが、今回、一次評価が終わりまして二次評価を行っているということですが、おっしゃったとおり、やはり目標があつて実績がないと、何を以て判断、二次評価をされていくのか、疑問に思っていたところですが、現在行われている二次評価は、一次評価を基に行うということですが、何を以て二次評価を行っているのか、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今回、一次評価もそうですが、二次評価も、やはり各部で作成しました事業評価調書を基に進めている現状で、シートの中で例えば事業の必要性や有効性、さらには改善をできないか、さらには必要性、緊急性、優先性といったところを自己評価、一次評価をしてもらっておりますので、そういう点を鑑みながら二次評価も進めているというところでございます。

○秋元委員

推しはかる実績がないとなかなか難しいのだらうとは思いますが。そういう部分でも、以前から話しているように、コストの部分で評価できるような仕組みもありますから、そういうものはぜひ取り入れたほうがいいのではないかなと思うのですが、事務事業評価をする上で重要なのは、何か要らない事業があつて、どんどんそれをやめなさいということではなく、いかに職員に事業に対するインセンティブと申しますか、仕事に対するインセンティブを与えて、意識を高めていくということが重要な部分なのだらうと、その上で、財政的な効果はきっと後から表れてくるのだらうと思えます。そういう部分も含めて、以前も話したとおり、内部の自己評価だけではなく、外部の目を入れた評価というのは重要だと思ふのですけれども、この辺の考え方はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

全国のいろいろな自治体で評価の作業を進めておりまして、一部の自治体では、今、話がありました外部評価を導入していると聞いております。

本市におきましては、数年ぶりに試行という形で立ち上げた部分もございまして、このシステムを確立させていくことが、どこまで行っても確立というふうにはならないかもしれませんが、改善を続けて、まずはそれなりの形にしていきたいということがございますので、そういう作業を進める中で、外部評価についても研究・検討は進めていきたいと思っております。

○秋元委員

今回、評価をされて結果が出た時点での過程や結果については公表していく考えはありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在の作業としましては、各部の自己評価、一次評価が終了して、二次評価を進めておりまして、最終的な取りまとめを行っている段階でございます。公表につきましては、どういう形で公表したらいいのか、その内容も含めて、公表も含めた中で、今、検討させていただいているという状況でございます。

○秋元委員

私としては、ぜひその結果を公表していただきたいと思ひますし、事業仕分けという、一つのシステムと申しますか、平成14年ぐらいに構想日本というところが確立したような話がありますが、1か所伺った自治体では、最初に構想日本をお願いしてやってもらったのです。ところが、とにかく廃止ありきの議論で、すごい状況だったらしいのです。それで、2年目以降は独自に自分の市で行ったらしいのです。事業の内容の効果と申しますか、必要性と申しますか、それはやはり外部の目にさらしていただきたいと思ひますし、事業全体の数が非常に多かったのだらうと思ひます。

以前にも話した大野城市ですが、非常に勉強になるのですけれども、何が勉強になったかということ、たくさんあるのですが、私が一つだけ言うとすれば、有識者、市民の代表の方が診断するのですけれども、実はすぐに廃止というものはないのです。それはどういう結果かということ、2年後の予算に反映してください、4年後の予算に反映してくださいということで、要するに中身をしっかりと精査した上で、もう一回考え直してほしいということが結構あるのです。大野城市では年度で75件の事業を見直したようのですけれども、以前にも話しましたが、議員や職員がなかなか踏み込めないような、一度やるとなかなかやめられないような事業がばさばさで見直しになっているのです。その感覚といいますか、そこは廃止や見直しという部分を100パーセント取り入れるというふうになっていませんから、しかしある意味で、そういう目で見てもらえる人たちがいるのだという視点は重要だと思いますから、ぜひ外部の方の評価も取り入れていただきたいと思うのですけれども、今回試行された、この結果というのは、先ほど来話していますけれども、どのぐらいでまとめて報告いただける方向で考えていますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在、取りまとめの作業を行っているということで、できるだけ早く取りまとめをしたいと考えていたのですが、第1回定例会には間に合わなかったものですから、遅くとも次回の第2回定例会のあたりには間に合わせるような形で取りまとめをしたいと考えております。

○秋元委員

第2回定例会ぐらいをめどにという話をいただきましたけれども、平成25年度も事業評価を行うとすると、たぶん遅くとも第2回定例会ぐらいからは始めていかないと、きっと厳しい状況になるのだらうと想像がつくのです。今、二次評価をされているということで、ちょうどその公表の時期と、新しい評価のスタートが同じぐらいになりますけれども、25年度というのは、今年度の評価を踏まえて、また継続してやるような方向で進んでいくのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

最初の御質問にもお答えいたしましたけれども、そういった目的の中でシステム化をしていくという考えがありますので、引き続き、平成25年度も継続して取り組んでいきたいと考えております。

ただ、対象とする事業について、今年度執行したような事業あるいは数でいいのかということは、今、取りまとめも含めて検証しなければならないと思っておりますので、そのあたりはまた始めるに当たって考えていきたいと思っております。

○秋元委員

まず、負担が多くて進まないというのは一番問題だなと思いますし、職員の方々が事業評価を行った上で、新しい意欲が湧くような形にしていけないと、事業廃止のためにやっているということであれば、自分たちがやっている事業を自分たちで廃止するというのは、こんな屈辱的なことはないと思いますから、やはり意識を変えてしっかりと新しい事業をつくっていく、また予算に見合った行政の運営を行っていくという意味でも、全職員が事業評価についての意識を高めていくということでは、ぜひ継続してやっていただきたいですし、事業数もぐっと減らしてそういう形をつくっていくということが、まず大事なことだと思いますから、定着してできるようになれば、事業数を増やしてもいいのでしょうか、あまりに大きいと負担だけが残ると思いますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今年度、試行しております、今、委員からも話がありましたけれども、私たちも評価を進めていく中で、全てやめていくなどということだけで考えているわけでは決してありません。あくまでも事業の拡大も含めて、方向性をこの評価で出せればということでございますので、そのあたりはひとつ念頭に置いて進めていきたいと思っております。

それから、今、事業数の話もいただきましたけれども、このあたりはまた再度考えていきたいとは思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

先ほどもありましたけれども、今日、私も中学校の卒業式に参加いたしました。そこで卒業生一人一人がステージに上がってスピーチをされたのです。学校が指導したという内容では決してないと思うのですが、両親や教員など、いろいろな方にありがとうございましたということを全員一致してスピーチされておりました。私は本当に感動して、3年間の教員の努力に本当に敬意を表して、私も何か一言お礼を申し上げたいという気持ちになりました。先ほどもありましたけれども、こういう学校がやはり学力向上の上位の学校になるのかなど、素人ながらに想像をしながら、大変時間がかかったものですから、大変失礼だったのですが、途中で退席してまいりました。

◎土曜開校について

率直に感想を申し述べさせていただきましたけれども、教育長の教育行政執行方針を改めて読ませていただきました。率直に言って、一つの方針に従って課題の取組ということを真剣に頑張っているのだと改めて理解しているのですが、先ほど来、あるいは今定例会でも、自民党の議員からいろいろな教育に関する質問が出されておりました。昨年の衆議院議員総選挙で自民党は、学力向上のために公立学校の週6日制の実施を公約に掲げております。率直に感想を申し上げますと、民主党政権の時代も含めて、自民党の文教族と言われる人たちは、一貫して文部科学省の教育行政にいろいろな影響力を及ぼしてきたというふうに言われております。また週6日制に逆戻りするのではないかと何となく心配していたのですが、週5日制が始まって12年が経過したと思いますが、例えばずっと議論がありますように、学力向上という1点を見ても、現在、教育委員会がさまざまな取組をしていると、あるいは工夫して、まだその途上にあるのではないかと認識しているのですが、一回、その成果、あるいはどのような問題があるのかということをしかりと検証した上で、新しい方向に進んでいくのは、いいことだと思うのですが、そういうことがなされないうちに、文部科学省がどんどん方針を打ち出して変えていくというのは、教育現場が混乱する原因になるのではないかと、素人ながらに思うのですが、教育委員会の見解というまづいことになるのかもしれませんが、感想、お考えがあったらお聞きします。

○（教育）指導室長

学校の週5日制が6日制に、という御質問ですが、このことにつきましては、ここで私どもから、どうとはなかなか言えることではございませんので、国の動向を十分注視してまいりたいと思います。

ただ、学力の向上ということだけに関して言いますと、やはり子供たちに必要な基礎・基本がしっかりと身につかなければ、子供たちが生きていく上で非常に困るということは間違いないというのが検証の結果だと思います。割り算ができない、掛け算ができない、それでは生きていけないと、これは当たり前のことだと思っておりますので、当たり前のことがきちんと学習指導要領に基づいて指導できるように努めてまいりたいと思っております。

○教育長

私としては、学力向上のために時間を長くすれば学力が上がるのかという問題だと押さえております。国は国でいろいろなことを考えるのでしようけれども、今、私が考えるのは、小樽市の現状でどうかといった場合には、それ以外に、結局、授業自体がきちんとできない教員がいるとなれば、そういう授業をただ長くやっても生徒にとっては苦痛だろうという面もありますし、またニーズ、学力の向上を目指す子供もいれば、またそうでない子供もいる、公教育としてはそのいずれもやはり受け止めなければならない、そういう責務が小樽市の教育長としてはあるのではないかと。

そういう意味で言えば、そういうことではなく、現状の中で工夫できることがもっとたくさんあるような気がしておりまして、今は与えられた制度の中でさまざまな工夫をしながら、多くのニーズにできるだけ応えていく、それが教育委員会の使命だというふうには思っています。ただ、もし国全体でそういう制度になれば、その一環の中で、我々もその流れの中で取り組んでいかなければならないものだというふうには考えております。

○林下委員

教育長も教育行政に長く携わってきたという経験に基づいて、今、広い見解をお聞かせいただきました。

◎教員研修について

本会議でも、例えば秋田県の例などを参考にしながら、秋田県では教員研修に相当力を入れて成果を上げていると分析されているということだったのですけれども、今、教育行政執行方針を改めて読みますと、外部の講師も活用するということが非常に色濃く出ているのではないかと思うのですが、現場の教員研修で成果が上がるとすれば、全員に研修を受けさせるための予算といたしますか、外部に頼らなくても外部の予算を切っても、教員研修に予算をもっと確保することが近道ではないかと、執行方針を見たときに思ったのですが、その点についてはいかがですか。

○（教育）指導室石山主幹

教員研修でございますが、来年度につきましては、委員の御指摘のとおり、できるだけ力量のあるといたしますか、すぐれたといたしますか、いろいろな見識をお持ちの講師を招き、教員に研修していただくことが大切なことだというふうに思っております。

それで、来年度に予定しておりますのは、東京から大変著名な算数の教員を呼び、実際に指導案という一つの授業づくりのものをつくりながら、授業のあり方について学んでいただくといった取組をしていこうと考えております。今年度も、全国的に非常に有名な国語の教員を呼び、夏休みにそういった研修をやりました。いずれにしても、これからも質の高い研修を目指していきたいと考えております。

○林下委員

◎非正規教員について

先般、新聞で、全道的、全国的に非正規教員が非常に増えていると報道されておりました。小樽市の場合、非正規教員はどのぐらいの数で、全体の比率等を含めてどういう状況になっているのか、報告していただきたいと思っております。

○（教育）学校教育課長

非正規教職員の状況であります。非正規教職員には二つの形態がございます。一つは正規教職員と同様の勤務をする期限付教職員でございます。もう一つは勤務時間の短い非常勤講師でございます。

本市の状況でございますが、今年 3 月 1 日現在で、期限付教職員については、人事異動や退職によりまして欠員が生じた場合に配置しているものが 26 名おります。それと、育児休業者、病気休職者などの代替によるものについては 18 名おります。教職員の定数は 675 名で、期限付教職員の割合は全体で 6.5 パーセントとなります。

非常勤講師につきましては、小学校の外国語活動や学力向上などで非常勤講師という形でおりますけれども、これについては現在、33 名いるという状況でございます。

○林下委員

個人的な感想も含めてなのですが、私の身近にも教員がいて、今、話にありました、675 名という数字が本当に適正かどうかというのはいろいろとあると思いますが、はたから見ている限りでは、教員は私が子供だった時代とは比較にならないくらい大変忙しい、土曜日でも日曜日でも部活動の指導など、いろいろなことで学校に出ているということもありますし、日常的に夜遅くまで頑張って学校で仕事をしているという状況です。

学力向上のためにも教員にもっとゆとりが必要ではないかと、素人ながらに思うのですが、今の非正規教

員の増加とあわせて、こういうことでゆとりある教育ができるのかという点について伺います。

○教育部長

先ほど学校教育課長が申し上げた非正規教員の状況でございますけれども、あくまでも教員の定数に基づいて配置しきれなかった、年度途中で欠員が生じた、それに対する手だて、あるいは学力向上、TTなどの側面での加配教員の一種、あるいは外部人材の活用など、そういう多様な教育を担保する、そういった一環でもございますので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく定数の代替として非正規教員を入れているということではございませんので、その辺のところは誤解のないようにお願いしたいと思います。

○教育長

教員の多忙化について答弁していなかったと思います。

これは教員に限らず、公務員全体に言えることで、住民への情報公開や保護者との連携といった一つ一つの教育施策について、住民への説明、PTAとの調整、それから近隣住民への対応ということで、昔から見れば一つずつのことを進めるのに非常に時間がかかるということはあろうかと思えます。

もう一つは、今、学校で私が見る限り一番課題なのは、個人に仕事が集中してしまうこと、組織的にそれぞれがワークシェアといいますか、分かち合って、みんなで助け合いながら仕事をするということに多少欠ける面がある、仕事を一生懸命やる人に仕事が集中してしまうという傾向がある。そのことで学校ではいつも残っている教員がいる、又は教頭の勤務時間が朝7時から夜9時までと、そういうことで集中しているという実態があるので、今回の教育行政執行方針の中にも述べました連携の一つには、学校の中の教職員の連携をとることが一つのテーマでもありまして、全ての学力向上でも生徒指導でも、学校の教員が組織的に全体として動くようになれば、一人一人の負担が軽くなる、そのようなことも念頭に入れながら教育行政執行方針で述べているところでございます。

○林下委員

◎小樽市中期財政収支見通しについて

次に、先ほどもほかの委員から質問がありましたけれども、小樽市中期財政収支見通しについて、私からは、角度が違いますが、特に地方交付税の削減、あるいは一括交付金の廃止という状況が最近言われておりまして、地域が活力を取り戻して元気を回復するためには、地域の実情に応じて地域が抱える課題を解決できるような行財政改革がこれまで基本になっていたと思います。それが時代の流れだとも思っております。

そうした流れに応えるために、平成23年度から、原則として自治体はその裁量によって使い方を決めることができる一括交付金制度が始まり、専門的に言えばいろいろ名称があるようですけれども、また24年度予算では、金額、対象自治体、事業メニューが拡大されるなどの改善が図られ、小樽市も含めて全国の自治体の財政健全化に大きく前進をしたという経過だったと思います。

しかし、政権交代以降、緊急経済対策の名の下に一括交付金制度を廃止して、ひもつき補助金を復活させるという方針が、今、国会で議論されて、これが執行されると、霞が関主導のさじかげんで交付税が減額されたり、高い経費をかけて上京して陳情しなければ必要な予算が確保できなかつたりするようなことがまた起きてくるのではないかと心配するところです。地方財政の事情によって、先ほど事業の今後の計画は相当慎重にやらなければならないという話もありましたけれども、これすら中央主導でやりかねないのではないかと心配しているところであります。

一方では、地方に財政的にこうした負担を押しつけてくることは、今後の小樽市財政を考える上で非常に大きな問題だと思います。先般、全国の知事や政令指定都市の市長の8割がこうした政策に反対すると答えているという新聞報道がありました。逆に賛成する自治体は一つもないのですけれども、市長会あるいは小樽市として今後、こうした方向にどのようなスタンスで取り組んでいくのか、その考え方をお聞かせ願います。

○（財政）財政課長

現在、地方が置かれているいろいろな課題の中で、地方が抱えている問題の一つに、地域の自主性や自立性を高めるための改革の推進、いわゆる分権の部分があるかと思います。そのほかに、今、委員もおっしゃっておりますけれども、地方の財源をどう確保していくか、充実させていくかということが挙げられるかと思います。

また、今、不透明な部分といたしましては、社会保障と税の一体改革によって市町村にどのような影響が出てくるのか、この辺が非常に大きな問題として挙げられるかと思います。

そのほかにもいろいろと課題がございまして、それらの課題については、北海道市長会や全国市長会を通じて、国に対していろいろな要請を行っているところでございますけれども、その中でも特に、財政を抱える者としては、今、言ってきた中では、やはり地方交付税の削減が喫緊の問題として、どうなっていくのかは非常に注目しているところでございます。いろいろな施策を行うに当たって、特に分権をしたり国の一般財源化をしたりするという中で、地方に何かしらの負担を求める形にはなっておりますけれども、その負担が地方だけの負担になることがないように、地方交付税を充実させる、振り替えていただけるような財源があれば、そういうところをしっかりと地方におろしていただかなければならないというふうには思っております。

また、一括交付金につきましても、今、ひもつきに戻すという国の動きもございまして、都道府県と政令市だけにおりている形になっております。市町村につきましても、一括交付金になるという部分につきましても、国と地方の協議の場で、やり方等を含めて慎重に協議したいという話もありましたので、それはそれで一括交付金だからよしということではなく、ひもつきで悪い部分もありましたし、一括で心配な部分もあったと思うのです。ですので、これからまた国がそういう形で揺り戻しをする中で、今までの反省点などを踏まえて、地方に負担にならないような制度設計をしていただきたいと思いますとは思っております。

○林下委員

私にも少し勉強不足の面があるのですが、一括交付金は都道府県や政令市に交付されるということですが、道の財政も非常に厳しいことから、結果的に一括交付金がなくなることによる地方自治体への影響も無視できないのではないかと。例えば道の財政が厳しいから、こういう支出は抑えようという影響がどのような形であるのか、そういう懸念はないでしょうか。

○（財政）財政課長

今後、どのような影響があるかはまだ見えてきていないところもございまして、確かにおっしゃるとおり、総論で申し上げますと、ひもつきですと、何かのハードをやるに当たっての補助金という形になりますけれども、交付金という形で地方の自主性を求める形にいただけるのであれば、地方の自主性が尊重されますので、その部分で、今まで充てられたものが充てられなくなるという懸念は、今後の補助金の考え方にもよりますが、出てくる可能性はあろうかと考えております。

○財政部長

今、一括交付金の御質問がございました。一括交付金は、先ほど財政課長が都道府県と政令指定都市だけということでしたけれども、実際のことを言いますと、一括交付金の場合、あくまでもある程度事業量があるところでないとなかなか難しいというところがあります。要は、いろいろな補助金を集めて、その中で多少事業費が増減しても、別の事業に充てられるという中身でやってきました。

具体的に言いますと、小さな市町村の場合、それをやってもらっては困るという話も逆にあります。毎年やる事業量が平均してそれほどございませぬ。小樽を例に挙げていいのかわかりませんが、学校を建設すれば、恐らく事業費が大きくなります。補助金も上がります。その中で平均的にとられるとしたら、ためてから学校を建てるのか、恐らくアッパーまで補助金はくれないだろうと。

都道府県や政令指定都市など、大きな自治体では下水道事業もある、箱物もある、道路もあるという中で、一括

交付金としてある程度使う中で、事業をやり始めても多少変えられる、中身の動きやすいように、ということで一括交付金になっております。それはそれで導入したとき、それ自体もいいという面もあったし、なおかつ小さい市町村にとっては、一括交付金はどうかであったかというのは、導入されていないのですけれども、そういうこともございます。

先ほど財政課長も言いましたけれども、個々の補助金になると、確かにその事業に対して補助をつけてくださいということが、昔のような形に戻るのか、その辺がどうなるのか、国の動向なども見ていかなければならないのではないかと思っております。

○林下委員

◎再生可能エネルギーについて

次に、再生可能エネルギーの普及ということで1点質問したいと思うのですが、東日本大震災と相前後して、最近こういう報道がいろいろと繰り返し行われて、震災からの復興という意味では、かなり時間を割いていると報道されておりますが、福島第一原発事故の事故現場などは周辺に入れられないということもあるのでしょうか、だんだん報道が少なくなって、事故当時、あまりにも被害が大きいことから、脱原発や省エネルギーについての政策が非常に活発に議論されて、報道もされていたのですが、最近の報道では、どうも風化していくのではないかと懸念もしているところであります。むしろドイツやスイスなど、諸外国のほうが原発事故の影響を深刻に受け止めて、脱原発の方向にしっかりと行政も電力会社も住民も一体となって取り組んでいるという報道が際立っているという印象がありました。

この問題については、民主党政権の時代も、政策、脱原発については、不十分さを残したまま今日に至っていると思います。3月8日に北海道の冬の節電期間が終了したわけですが、原発なしでこの記録的な寒さを乗り越えたことは一定の評価をされていると思うのです。一方では家庭用というのですか、民生用というのですか、節電目標に対して5パーセントくらいという、速報値の話だと思うのですが、成果が上がらなかったというような報道もされております。現状のままでいけば、いろいろな考え方はあるのでしょうか、家庭の場合は節約に節約を重ねているのだから、これ以上節約できないところまでいっているのかなというのが私の印象です。そういった意味では、小樽市も風力発電、洋上風力発電など、いろいろな取組をしているのですが、家庭用の再生可能エネルギー、最近は太陽光パネルや家庭用の小さな風力発電、水素エンジンなど、いろいろなことが言われているのですが、風力発電の現状や再生可能エネルギーの家庭への普及を、小樽市としてはどう進めているのか、この考え方も含めてお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室山本主幹

まず、風力発電の状況について答弁します。今、海浜地で建設を計画している銭函風力開発株式会社につきましては、現在、環境アセスメントの途中でございまして、昨年、国からその準備書について勧告がありまして、これに伴い追加調査を行っております。銭函風力開発からは、この調査結果を踏まえて、平成26年1月をめどにアセスの手続を完了して、26年度の工事の着手を目指したいと聞いているところでございます。

このほか、昨年、事業計画を発表しました3事業者につきましては、アセスの手続を開始したところでございまして、早ければ26年度中にはアセスの手続を完了している事業者もあるところでございます。

また、洋上風力発電にかかわる石狩湾新港の港湾計画の変更手続につきましては、先月14日の当委員会で説明いたしましたけれども、一度、手続を見送っておりまして、管理組合からは漁業関係者と協議を継続していきたいと聞いている状況でございます。

もう一つ、再生可能エネルギーの一般家庭への普及を含めてどのような考え方をしているかということですが、本会議でも答弁がありましたが、再生可能エネルギーにつきましては、地球温暖化対策やエネルギー源の多様化、また地域経済活性化などのためにも、これらの推進は必要なものと考えておりますので、一般家庭用について

ても、規模は小さくなると思いますけれども、これらのエネルギーの普及は大切なことだと考えております。

○林下委員

今、御答弁いただいたことが全てだと私も思います。市議会の中でも、各会派からも、家庭用のいろいろな省エネ対策といったものの助成についても、今までずいぶん要望といたしますか、意見が出ていました。そういったことも踏まえて、こういう支援を何とか検討していかなければならないだろうと思うのですけれども、今の国の制度では、市独自で助成していくことは、これからの財政を考えるとなかなか決断が大変だと思うのです。今回であれば、国や電力会社、あるいは自治体も含めて、新たな枠組みをつくって、こういった政策の実現を図ることが必要ではないかと思うのですけれども、小樽市独自でやれといってもなかなか難しい。だとすれば、そういった新たな枠組みをつくるためにどのような取組をしていけばいいのかという点で、考えがあればお聞きます。

○（総務）企画政策室山本主幹

再生可能エネルギーや省エネルギーの普及については、今、全国市長会でも、それらの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図っていただきたいということで要望しているところでございます。こういう形で要望を今後も継続して続けていくことが大事で必要であると考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて、まず伺います。

本市の放課後児童クラブについて、これを開始した背景を簡潔に御説明いただけますか。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブを開始した背景でございますが、このときの背景といたしましては、共働きが増え、いわゆる女性の就労の増加があったと思います。まず昭和40年11月に、潮見台小学校に留守家庭児童会というものが開設されました。これは保護者が自発的に開設したものでありまして、その後、長橋小学校、奥沢小学校、手宮西小学校でも開設されております。55年6月になりまして、若竹小学校で民家を使用した愛育クラブを開設しておりますが、これは青少年婦人対策室所管ということで、ここから市でかかわることになっております。それ以降、63年になりまして、若竹小学校、潮見台小学校で開設された愛育クラブが社会教育課に移管されている、そういった状況で始まっています。

○成田委員

今、おっしゃっていただいたように、共働き世代というところを考慮してのことだと思うのですが、本市の場合は小学校3年生までという条件がつけられているのです。この小学校3年生までというのはなぜなのか、お聞かせ願えますか。

○（教育）生涯学習課長

小学校3年生までということですが、これはまず児童福祉法第6条の3第2項の規定の中で、おおむね10歳未満の児童ということで規定されております。一方、平成19年に厚生労働省から出されました放課後児童クラブガイドラインには、対象児童といたしまして、小学校1年生から3年生までということになっておりまして、これらに沿って3年生までとしているところ です。

○成田委員

小学校3年生までと本市はなっていますが、隣の札幌市では今、5年生まで、今後、6年生まで受け入れると、拡大しているところがあります。条件をつけて非常に費用の負担が増える、何か困るというのであれば、と

は思うのですが、こういった形で、少しでも共働き世代の子供を受け入れるという、世代を広げていくという動きもあるので、そういった部分に関しては本市ではどのようにお考えか、見解をお聞かせ願えますか。

○（教育）生涯学習課長

他市においては 5、6 年生まで受け入れているということですが、本市におきましても、これに対してニーズが高まれば検討したいとは思っています。ただ、現在のところ、多くの児童は 3 年生までにだんだん自発的、自主的にやめていく状況でございます。この理由といたしましては、一人で留守番ができる、早く帰って友達と遊びたい、あるいは習い事が始まったので児童クラブには行かなくなったということがございます。ただし、特別支援学級等に在籍する、障害のある児童につきましては、6 年生まで受入れをしているところでございます。

○成田委員

そういう自発的な子供が増えて利用者が減るということは、逆に言えば、5、6 年生までそれほど大人数が使われないのだから、受け入れてもいいのではないかという解釈もできると思うのです。こういった条件がついていて、まだ他市と比べて違うという条件として、就労等の理由につき、月に 15 日以上かつ 3 か月以上継続で保護者が働いていないと受け入れないという条件がついているのですが、月に 15 日以上、また 3 か月以上という数字はどのような根拠でつけられたものなのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

この、月に 15 日以上かつ 3 か月以上継続ということですが、基本になるのは児童福祉法、それから先ほど申しました放課後児童クラブガイドラインでございます。ガイドラインには「保護者が労働等により昼間家庭にいない」児童ということで、「いない」という書き方をしております。この保護者が常態的にいないということはどういうことかということで、就労等につきましては月の半分、15 日以上かつ 3 か月以上継続して家庭にいない、この状況を保護者が昼間家庭にいないということで規定しているところでございます。

○成田委員

月に 15 日以上となっている部分が、例えば 12 日や 10 日ではだめなのかと、例えば週 2 回パートに行きたいという母親がいても、そういう母親は受け入れられないのかと、この数字をかなりくくらないと利用者が増えて大変だというのがあれば別ですけれども、そういうわけでもないのであれば、月に 15 日以上、3 か月以上という部分はどうかと、もう少しいい解釈をして条件をつけられないのかと考えてしまうのです。そもそもの開始した背景が共働き世帯のそういったところを助けるためというのであれば、こういった条件がついていることについて、つけるなというわけではないのですけれども、この数字、日数が果たしていいものなのかというところは御考慮いただきたいと思います。

もう一点気になったのが、これもほかのまちと比べて書かれていないところが書かれていたのですけれども、学年ごとによって、小学校 1 年生は午後 2 時から、などという形で時間が 30 分ごとに分かれています。30 分ごとに区切ってわざわざ行っている理由はどういうことなのでしょう。

○（教育）生涯学習課長

これにつきましては、児童福祉法及び放課後児童クラブガイドラインでございますが、まず児童福祉法では、授業の終了後に健全育成を図るということで、「授業の終了後」という表現をしております。一方で、ガイドラインにおきましては、「子どもの放課後の時間帯」という表記をしております。これらをわかりやすく書いて、小学校 1 年生は 14 時、2 年生は 14 時半、3 年生以上は 15 時と、学年の学校終了時間をおおむね記載しているところでございまして、これは目安として使っておりますので、これをがちがちに運用しているということではございません。

○成田委員

簡潔に言ってしまうと、放課後ですという一言で、一くくりに表現できると思うのです。かなり細かく書かれてしまっていると思います。

最後に伺いたいところとして、ほかのまちに比べて、放課後児童クラブの手数料が少し高いのではないかとすることがあります。札幌市の場合は 1 人 2,000 円ですか、隣の余市町は、1 人目は 3,000 円で、2 人目からはプラス 2,000 円、小樽市の場合は、最初に 4,000 円で、2 人以上がプラス 2,000 円で 6,000 円になると。1.5 倍、もしかしたら札幌市に比べれば倍以上になるかもしれません。近隣の恵庭市や江別市といった都市を含めても、小樽市だけそういった部分が高いとなると、どうしても子育てしにくいまちではないかという印象を受けてしまうのです。

今、細かいことをいろいろと言って、最後にお金のことを話したのですけれども、結果的に保護者から見ると、小さなことでいろいろとほかのまちよりも細かい条件がつけられて最後に料金が高いというふうに見られてしまうと、全体を見たときに、小樽市は子育て支援や教育に厳しいのではないかという印象を受けられるような気がするのです。おっしゃっていただいたように、時間が放課後というくりであれば、もう少し表現をやわらかくしたり、利用者にとっては、ほかのまちと比べると細かい諸条件が少し多すぎるのではないかという部分があるので、そういったところを改善したりしていただきたいと思うのですが、それについて御見解をお聞かせ願えますか。

○（教育）生涯学習課長

手数料につきましては、平成 24 年 4 月に調査したところ、高いほうで答えて恐縮なのですが、帯広市では 5,000 円、室蘭市では 3,400 円、旭川市、江別市では 3,000 円と、これらと比較しますと、本市はそれほど高くないのではないかと考えております。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、放課後児童クラブの事業は、子育て支援という面と、女性の就労の増加といったものに対する支援という面の両方がございますので、それらにつきまして入学のしおりのパンフレットあるいは要綱につきましても、他市の状況を見て、少しでも小樽で子育てをしてもらえるような形で努めていきたいと思っております。

○成田委員

特に、今は共働きでないと若い人はなかなか生活できないという実情もあると思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

◎全国学力・学習状況調査について

次に、全国学力・学習状況調査について伺います。

このいただいた資料を見て思った部分があったのですが、この中で携帯電話等の利用という部分には触れられていたのですが、ゲームを行っている時間というところが詳しく明記されていなかったのです。このゲームの調査を行わなかったというのは、どのような解釈をしていいのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

全国学力・学習状況調査の児童・生徒のゲームの項目ということですが、ゲームといいましてもテレビゲーム、それから携帯電話ではなく専用の携帯ゲーム機……

（「DS とかですね」と呼ぶ者あり）

のようなものをどれだけ使っているかということについては、実はこの公表の資料には載せていませんけれども、調査項目の中にはございます。ただ、携帯電話でのゲームの使用という部分については調査の項目はございません。

○成田委員

今回の調査の項目を見て一番思ったのが、携帯電話をメールと通話をするという機器でしかくっついていないというイメージ、印象を受けるのです。皆さんもよく御存じのファミリーコンピュータをつくっている任天堂ですが、あそこは今、大赤字で傾きかけています。なぜかというと、全部携帯電話のゲームに取ってかわられてしまっているからです。ゲームボーイもニンテンドー DS も、みんなもう買わなくなりました。機械本体を買わなくなって、今ある携帯電話でゲームができてしまう。では何が問題かということ、実はメールと電話ではなく、携帯電話自体がゲーム機だという認識を持たないと、これは外れてしまうと思うのです。だから、メールをしていますか、電話を

していますかだけではなく、携帯電話でゲームをしていますかという時間も含めて、ゲーム機としても考えないと、正確な調査というか、あの中では結局、メールをしていますか、電話はあまりしていません、でもゲームはたくさんしていますという人がグラフから漏れてしまっているわけです。こういった認識をして、これもたぶん四、五年前だったら、メールをやって通話をやって、i モードなど、ウェブを見るぐらいだったのですけれども、スマートフォンが出てきたここ二、三年なのですね、ゲーム機が取ってかわられたのが。そういった部分で、今後の調査においては、そういった携帯電話イコールゲーム機能も有しているという解釈で調査をされていったほうがいいのではないかと思いますのですけれども、その辺についてお考えをお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室石山主幹

携帯電話でのゲームの利用についての御質問でございますが、全国学力・学習状況調査の質問項目につきましては文部科学省の設問でございますので、私どもがというのはなかなか難しいこともありますが、本調査におきまして、携帯電話で通話やメールをしているという数は、御承知のとおり、全国、全道と比べても相当高いということがございます。このことから、携帯電話でどれだけ子供たちがゲームをしているかということについて、厳密には調査しておりませんが、利用時間が長いということから、やはり実際にはそのようなものもやっているということが容易に想定できるとは思っております。

教育委員会では、教員から成ります情報モラル対策委員会を設立しておりまして、何回か会合も開きながら、啓発資料もつくりながら、ということでやっております。その中で、交流しながら、必要に応じてアンケート調査を行うなど、現状については把握してまいりたいと考えております。

○成田委員

今、特にスマートフォンは、アプリで無料でゲームをダウンロードできて、どんどん新しいゲームが無料でできてしまうので、子供にとってはよい遊び道具になってしまいがちだと思います。逆に保護者が携帯電話にあまり詳しくないと、たぶんゲームをやっていることもわかっていない方もいらっしゃると思うので、ぜひそういうことを、教員も含めて、保護者にも認識してほしいと思います。

あと 2 点、全国学力・学習状況調査の内容から質問させていただきたいのですが、小学校の国語 A の新聞記事の問題について、非常に無解答率が高かったというところですね。無解答率というところは、何か書けば少しでも点にはなるものを、全く思いつかないというような考えがあるのかなと思うのです。特に小樽の場合は、小学校が記事になる回数が非常に多いと思うのです。札幌の小学校で何かイベントをやって記事になるかといったら、年に 1 回もないのです。学校の数も違いますし、そういった取組をしていること自体、小樽のいいところというか、小樽の学校の伝統行事やイベントを大切にしているところは非常にいいと思うのです。自分たちの学校が新聞記事に載っているのに、たぶんそれを見ていない人が多いのではないかなと。なぜかという、若い人が世帯を持って引っ越したときに、新聞をとらなくなってしまうのです。今までだったら、地デジ化の前は、新聞をとらないとテレビ欄が見られないから、何のテレビを見ていいかわからないと。大体、子供が新聞を見始めるときは、テレビ欄を見て、その後ほのぼの君を見て、その後スポーツ欄を見てというので、少しずつ増えていったと思うのです。ただ、テレビ欄も地デジ化になって番組表のボタンを押したら全部出てしまうと。ニュースも、インターネットで Yahoo! ニュースを見たら、ある程度記事はわかってしまうということで、たぶん保護者の新聞の購読率が下がって、そもそも子供が新聞に触れていないのではないかなと思うのです。本市でも、そういった保護者に新聞をとれというのは難しい話なので、新聞記事をたくさん切り抜いたりして、なるべく低学年のうちから新聞記事に触れさせるということ、今は学校主体でやっていかなければならないのではないかなと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室石山主幹

学校での新聞の活用についての御質問でございますが、新しい学習指導要領では、新聞の活用ということが明確

に位置づけられております。そういうこともありまして、今年度の全国学力・学習状況調査の中にそのような問題が入れられたのだらうとは思いますが、ただ、それが本市においてはあまり芳しい状況ではないということは、まだまだそういった授業が進んでいないということの表れではないかとは思っております。実際には、学習指導要領にもありますとおり、国語や社会科の時間に、これを中心に新聞について活用するというようになっておりまして、そのような授業が展開されていることかと思っております。

また、市内には、学校で新聞を教材として積極的に活用する N I E という取組、カタカナで言いますとニュースペーパー・イン・エデュケーションという、こういったものに取り組んでいる学校がございます。国語の課題として、新聞投稿欄に生徒の文章を載せる、社会科の教材はもちろんですが、受験生向けのトレーニングとして、毎朝のコラム欄を読ませる取組を行うなど、積極的に新聞を活用しているという学校もございますので、そのような取組も広げていながら、活用を図っていただければと思っております。

○成田委員

無解答率が高かったので、たぶん新聞自体に触れていないのかなという印象を受けたので、ぜひそこは積極的にお願いしたいと思います。

もう一点、無解答率が高かったところ、証明の問題、濃度の問題、これは中学の数学と、濃度は数学も理科もどちらもかかわってくると思うのですけれども、ここの無解答率が非常に高かったのです。私が塾講師として教えていたとき、特に証明と濃度は相当回数をやらせないで、本当に一番トップの層以外はずたづたになってしまうというか、時間がかかってしまうと思うのです。

結局何が言いたいかという、非常に簡単な演算の問題、それこそ教科書の最初のページのほうも、証明や濃度の部分も同じようなペースでやって、結局、その問題に割く時間が同じだったら、たぶん習得できないと思うのです。特に中ぐらいのレベル以上の生徒は、問題数を相当こなしてここに時間を割かないと、それこそ最初のほうの 3 倍ぐらいの時間を割かないと効果が出ないのではないかと思います。その辺のペース配分というか、どれも同じような一律のペースでやっているのは、結果的に、四則計算、簡単な計算はある程度できても、応用問題ではこういった形で一気に差が開くのではないかと思います。その辺については、授業時間の工夫という部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

授業の工夫についての御質問でございますが、濃度の問題に関していいますと、小学校のときからそのような物の受け方について勉強しております。中学校だけの知識がただ一概に問われているということでもないと私どもは押さえています。小学校から系統立てて、理科、数学、算数というのは教えられるべきものですので、やはり小学校、中学校の連携というか、しっかりと教えることが大事だと思っております。

また、授業の工夫ですが、教員は指導するに当たりまして、教科の視点というものを持ちながらやっております。子供たちそれぞれの様子を見ながら、子供たちがどのぐらい理解しているのか、自分が考えているレベルに到達していない場合には、もう一回繰り返して教えるということももちろんやりますし、教科書の進度は当然、関係があるのですが、もう一回同じものを繰り返してやるといったことを各学校ではやっているところであります。

それだけでは足りない部分も当然ございますので、放課後に残して補習させる、又は宿題にしてやらせるといったさまざまな取組を通して、子供たちが学習の内容をしっかりと理解できるような工夫をしているところでございます。

○（教育）指導室長

事この問題は理科だけに限らず全てにおいて、文章をしっかりと読む、特に長文など、国語も英語もそうだけれども、読むということの力が本市の子供たちの課題であります。そのことから、以前から話しているとおおり、音読の取組などを充実させていかなければならないというふうに思っております。

○成田委員

今、おっしゃっていたように、取組をぜひ進めていただくとともに、無解答が多いというのは、根本的に途中までも全く考えていないというか、特に証明の問題は、例えば AB イコール AC などと、三角形について少し書くだけで部分点を 1 点などとももらえるわけです。部分点をもらえればたぶん全道平均ぐらいになってしまうと思うのです。何か書くだけでも点数は上がるのに、何をしたいか全くわからない状態で課題を出されると、何もわからないまま、誰かに聞いて写して終わりということで、結果的に宿題を出した効果、意味すらもなくなってしまうのかなと思います。証明などの記述問題については、少なくとも何も書かないということがないように、まずはこういうふうにするのだというところを繰り返し学習するしかないかなと思うので、ぜひそこについてはお願いしたいと思います。

◎体罰について

次に、体罰について、13日に文部科学省から体罰と懲罰の違いについて発表されたので、改めて、本市における体罰と懲罰の違いについての解釈が文部科学省から出たものと合っていたのかどうかということと、これについて、当然ながらこういうものが客観的に表に出てきたわけですから、教員や保護者などにどう周知していくのかということをお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室石山主幹

体罰等についての考え方でございますが、文部科学省が新しく示した考え方につきましては、まだ正式に通知が私どもの手元に来ておりませんので、報道の範囲内でしか知るところではありませんけれども、文部科学省では平成19年度に、懲戒・体罰に関する考え方を示しております。それによりますと、殴る、蹴る等の身体に対するもの、長時間の正座や直立など肉体的な苦痛を与えるもの、これは体罰だということで、決して行ってはいけないというふうに明確に示しております。また、放課後に教室に残して勉強させる、授業中に教室内に立たせる、学習課題や掃除当番をより多く与える、立ち歩きの多い子供を叱って席に着かせるなどということは、通常は体罰に当たらないというような一定のラインを示しているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、新しい考え方についてはまだ正式に見ておりませんが、新聞報道等によれば、大きく変わるというような印象は受けていないところでございますけれども、いずれにしても来た段階で学校に周知したいと思っております。

また、周知の方法についてなのですが、教育委員会としましては、これまでも教員向けの啓発資料を毎年つくっております。それには明解に、これは体罰だということで、子供の人權を尊重して、日々、教育活動を行われなければだめだということが書かれております。そういうものを出しながら、体罰に対する教員の意識の啓発を図っているところであります。このたび新しい考え方が出てきた段階で、それらも盛り込みながら、校長会等で指導しながらやっていきたいと考えております。

また、保護者への啓発につきましては、児童・生徒の指導に当たっての考え方、例えばいじめや暴力等の対応の仕方といったことは、各学校で、保護者の皆さん、各家庭に学校の対応をしっかりと理解いただける努力が必要だというふうにも考えます。そういうことから、保護者、家庭に、学校として子供たちの規範意識を育てるためにこういう対応をするのだということ、体罰はもちろんしてはいけませんけれども、そういうあたりをしっかりと御理解いただけるような取組が必要ではないかと考えております。そのような取組が充実するように、指導・助言をしていきたいと考えております。

○成田委員

◎小樽市中期財政収支見通しについて

最後に、中期財政収支見通しについて伺います。

質問のある程度の部分は他の方が既に質問されたので、ごく簡単に解釈の仕方を伺います。

この収支見通しは、一般会計ベースと表記されているのですが、最後の 5 ページに「委託業務の見直し」という部分が出ています。これは当然、一般会計で行う部分での委託業務の見直しという解釈だとは思いますが、一方で、一般会計から繰出金が出ている中で、この委託業務の見直しという部分については、地方公営企業にも委託業務の見直しというのは行っていくのか、そういう解釈で病院局や水道局にもこういうことを行っていくのかという基本的な方針を伺います。

○（財政）柴田主幹

今回示した中期財政収支見通しの中では、あくまで一般会計ということで考えておりました。ですので、企業会計等について直接依頼していくという考えは持っておりませんが、毎年度の予算編成の中で、そういったことも視点に入れながら、各会計との協議は進めていかなければならないと思っていますので、そういった中で委託業務の見直しということは検討していかなければならないだろうというふうには考えております。

○成田委員

これで病院局と水道局もやりますというのであればすごいなとは思ったのですが、財政的な部分を含めて考えなければならない時期が来ているのかなとは思っていますので、ぜひそこについてもお願いしたいと思います。

もう一点、「資産の有効活用・遊休資産の売却」という部分で伺いたいのですが、今後、学校の統廃合を行っていく中で、当然ながら統廃合が終わった後にはグラウンドと校舎が残ります。その中で幾分かは市民のコミュニティ施設に使ったりすると思うのですが、全部をグラウンドとして残すという話にはならないと思うのです。一部は切り売りするといった形になっていくかと。ただ、その中には売るにも売れないような土地もあるでしょうし、逆に、マンションを建てたりして、価値が非常に高い土地もあると思います。

その中で、学校統廃合等で土地ができると、いろいろな計画が玉突きになったりして、いろいろと出てくると思うのですが、やはり高く売れるところはちゃんと目をつけて高く売ってほしいのです。当たり前なのですが、例えば朝里十字街のところにコミュニティセンターをつくる、果たしてコミュニティセンターに適している土地かという、そう思わないのです。商業ベースで一番いい場所の土地です。あそこにコミュニティ施設をつくる、逆にあそこのできたばかりに、路上駐車などで一時的にとめる車が多くなって、渋滞が起きるなどという可能性もゼロではないですし、あそこにつくったからといって、1 本、中道につくったからといって、何の利便性が変わりますかという話なのです。しかし、店などの商業ベースのところにとっては、通りを 1 本挟んでしまったら、当然、車が通らないから売上げが減ります。その中で、あのようないい土地をそのまま今の計画でやっていくのがいいことなのかという部分も含めて、今後、統廃合も含めて、遊休資産や土地のいろいろな利用というのが出てくるので、ぜひ高く売れるところは高く売却するような形で、計画も柔軟に変更していただきたいと思うのですが、それについてはどのようにお考えですか。

○（財政）柴田主幹

これまでも財政健全化に向けた取組の中で、資産の有効活用ということをやってきました。売却できるところについては積極的に売却してくださいという依頼をさせてもらっていますし、これからも同様の考えを持っていきたいと思っています。学校統廃合による跡利用という部分ではなかなか難しい面、近隣等との検討ですか、企画政策室で担当しておりますけれども、すんなりといかない部分はあると思いますが、できる限りの範囲でということでは考えていきたいと思っています。

○成田委員

売却ありきで計画を行うというわけにいかないと思うので、そこが非常に難しいところかと思うのですが、ぜひその中でなるべく高く売れるような形で計画を考えていただければと思います。

最後に一つだけお願いという形ですが、「補助金の見直し」ということが載っています。自分がいろいろな補助金の見直しを見た中で、一番ショックを受けたのが、教育にかかわる予算を一律に下げたときで、非常にシ

ショックだったのです。特に教育の予算の文化的な事業の部分で、一律で 1 万円、2 万円カットされた。それを見たときに、こういうやり方で補助金の見直しをするのはありなのかというところがあって、特にほかの補助金だったら大人が絡むことですから、どこかで文句の言いようもあるのですが、やはり子供にかかわる部分についての補助金の見直しはぜひ慎重に行って、今後の財政の収支見通しを考えていただきたいと要望して終わります。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 47 分

再開 午後 5 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 54 号は可決、陳情については、継続審査中の陳情は全て採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第 54 号小樽市非核港湾条例案についてです。

小樽市が加盟する平和市長会議への加盟は、本年 3 月現在で 156 の国と地域、5,551 の都市に上り、先月 1 日に安倍首相に対して、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進についてという要請を行いました。小樽市には、核兵器廃絶平和都市宣言をした都市として世論を喚起し、核廃絶の先頭に立っていただきたいところです。

小樽港への核持込みについては、核密約が廃棄されない下で、核兵器搭載の軍艦入港は事前協議の対象外となっていますので、現状の手続では、アメリカ軍は核を搭載したまま寄港することができます。本会議の提案説明でも述べたように、小樽市長には港湾管理者として船の入港を許可する権限があります。その権限を最大限に生かし、核持込みを許さないシステムが非核港湾条例の制定です。国際的に広がっている核廃絶を求める運動を後押しし、核兵器のない世界を実現していく第一歩を記す、そのためにも非核港湾条例の制定が何よりも力になります。皆さんの賛同をお願いするものです。

継続審査中の陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 293 号ないし第 308 号についてです。

新・市民プール建設については、これまで建設地を明らかにすることなく、総合計画の前期実施計画の最終年度を迎えようとしています。そこに、今定例会でいきなり学校併設型を提案し、建設見送りを表明しました。新・市民プールはこれまで学校とは独立した形での設置の検討を重ねており、市民の要望もそうでした。そもそも何のための新・市民プールの建設かという観点に欠けているということを指摘しておきます。

市営プールは民間プールとは違い、市民の健康維持、スポーツ・レクリエーションの場を市が提供し、市民生活を豊かに文化的に送れるようにするためのものです。だからこそ、これまでも小樽市は建設を市民に約束してきたものです。道内主要都市で市営室内プールがないのは小樽市だけです。市長部局と教育委員会は、さらなる協議を重ね、再度検討し、一刻も早い新・市民プール建設を求めるものです。

陳情は、いずれも願意妥当であり、採択を主張し、委員各位の御賛同を呼びかけて討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第54号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。

(理事者挨拶)

○委員長

退職なされるお二人におかれましては、長年にわたり、市政発展のために尽くしてこられた努力に対して、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げる次第でございます。第二の人生におかれましても、健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げる次第でございます。

大変長い間お疲れさまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。